

杉並区立施設再編整備計画 (第一期)

(平成 26～33 年度)

第一次実施プラン

(平成 26～30 年度)

平成 26 年 3 月

杉並区

はじめに



区では、昭和 45 年 5 月に策定した「杉並区長期行財政計画」の中で、地域を構成する大きな単位として 7 地域の標準生活圏域と、それを細分化した 46 地区の「近隣住区」の考え方を採用し、これを施設の規模や配置を定める際の基準としてきました。

当時は、区内の各地域で人口が増加しており、地域における生活環境整備を目的として、7 地域に各 1 つの地域区民センターの設置が計画され、児童生徒の施設についても区民福祉向上の観点から学校や保育所、児童館の整備が行われました。特に、学校施設は昭和 35 年から昭和 49 年、その他の区立施設は昭和 49 年から平成 12 年にかけて多く整備されました。今後、これらの施設が築 50 年を越え、一般的な鉄筋コンクリート造建築物の耐久性等から、次々に更新時期を迎えることになります。

現在、区は少子高齢化と人口減少の時代を迎えており、「近隣住区」の考え方を採用した当時と、区政をめぐる状況や区民ニーズは大きく変化しています。こうした時代の変化に応じて必要なサービスを継続的に提供し、持続可能な行財政運営を行っていくために、平成 24 年 3 月に策定した「杉並区基本構想（10 年ビジョン）」に基づき、「杉並区総合計画（10 年プラン）（平成 24～33 年度）」に区立施設の再編・整備の方針を打ち出し、「杉並区実行計画（3 年プログラム）（平成 24～26 年度）」の取組項目として検討を行ってまいりました。

このたび、区議会及び区民等の意見提出手続きのご意見等も踏まえ、区立施設再編整備計画(第一期)（平成 26～33 年度）・第一次実施プラン（平成 26～30 年度）を策定いたしました。今後の計画の具体化にあたっては、引き続き区民の皆様のご意見等もお聞きしながら、少子高齢化社会における区民福祉の向上のため着実に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成 26 年 3 月

杉並区長 田中 良

目次

杉並区区立施設再編整備計画(第一期)（平成 26～33 年度）・・・1

第 1 章 区立施設を取り巻く状況 ……2 ～今なぜ再編が必要なのか？～

1. 次々に更新時期を迎える区立施設と財政負担 ……2

2. 時代の変化に応じた区民ニーズへの対応 ……4

第 2 章 計画の基本的な考え方 ……5

1. 基本方針 ……5

2. 対象とする区立施設 ……7

3. 計画の位置付けと進め方 ……8

第一次実施プラン（平成 26～30 年度）・・・9

1. 基本的な考え方 ……11

2. 国との連携による新たな取組 ……11

3. 計画期間と進め方 ……13

4. 再編整備の方向性と具体的な取組 ……14

資料編 ……55

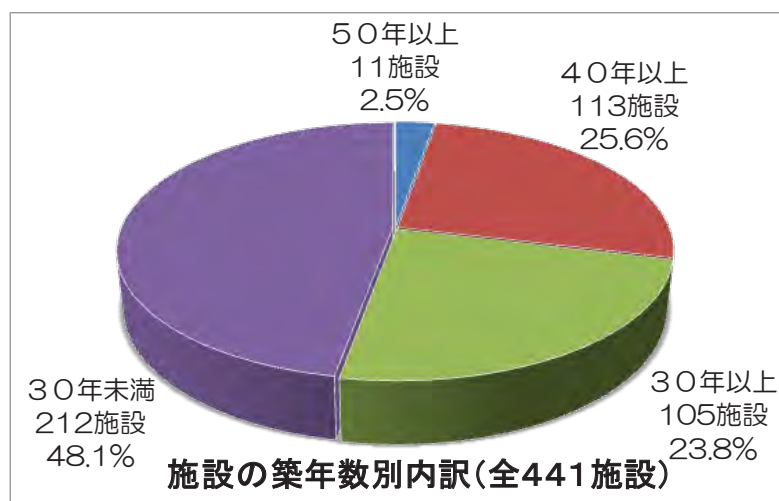
杉並区立施設再編整備計画 (第一期)

(平成26～33年度)

1. 次々に更新時期を迎える区立施設と財政負担

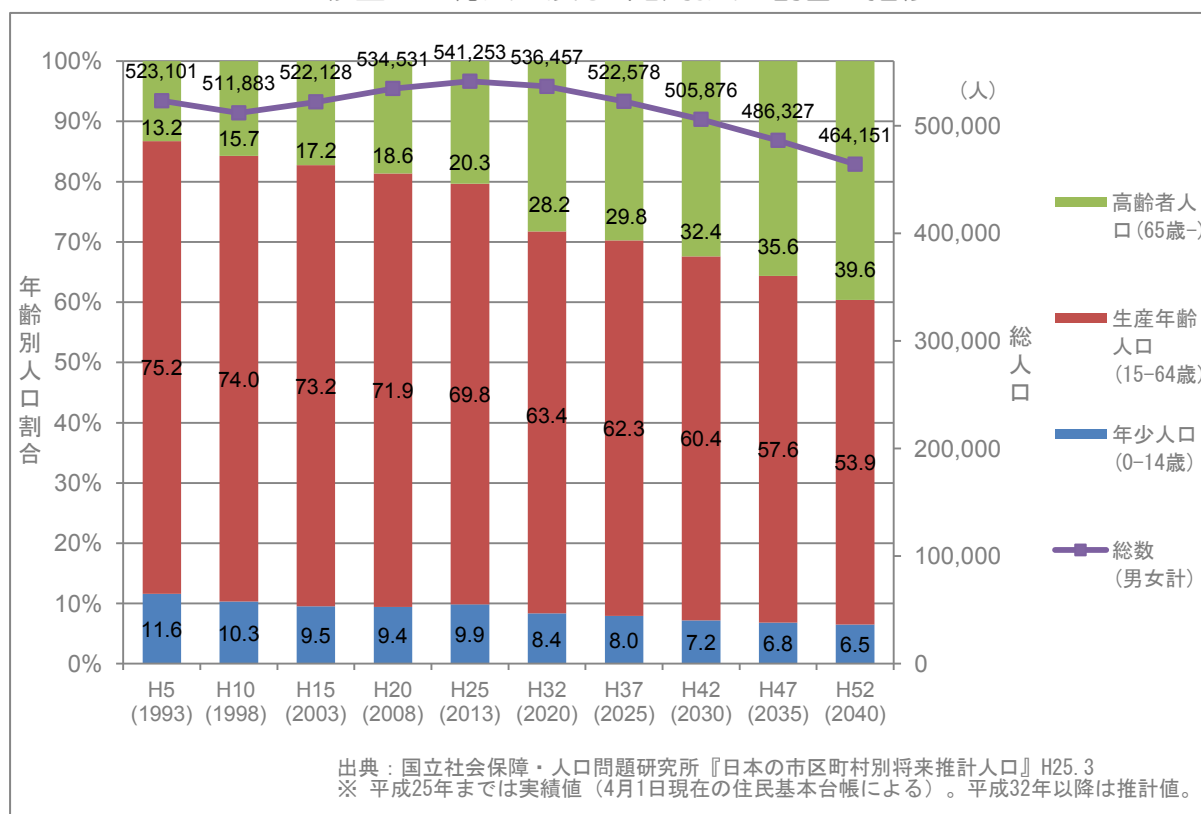
- 区では、地域を構成する単位として、7 地域・46 地区を設定し、これを施設の規模及び配置を定める場合の基準として、施設を①広域的施設（区を単位として必要数を整備）②地域的施設（7 地域を単位として必要数を整備）③近隣施設（46 地区を単位として必要数を整備）に分類し、計画的に整備を行ってきました。
- 平成 24 年度末現在、区は総数で 596、床面積にして約 84 万㎡の施設を保有していますが、その多くは人口増加や経済成長を背景に、昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備されました。そのため、現在、全施設*の約 50%は築 30 年を越え、約 30%は築 40 年を越えている状況です。今後、これらの施設が老朽化に伴い、次々に更新時期を迎えることになります。
※災害備蓄倉庫や公衆便所等の小規模な施設を除く。以下同様。
- 平成 24 年 12 月の中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故や東日本大震災時の九段会館（千代田区）の天井崩落を見るまでもなく、老朽化した施設や社会基盤の安全確保が急務となっています。首都直下地震発生の危機が高まる中で、区は、区立施設の老朽化や耐震性の課題に迅速・的確に対応し、安全・安心な施設サービスを提供していく必要があります。
- しかし、施設の改築・改修には多大な経費がかかります。仮に全ての区立施設を現在の規模で存続させた場合には、今後 30 年間に必要な改築・改修経費は約 2,779 億円と推計されます（平成 26 年 4 月 1 日現在）。年度別に見ると、平成 29 年度から 34 年度の間と、平成 46 年度から 50 年度にかけて 100 億円を超える年度が多く、最高では 145 億円もの経費が必要となります（P58 参照）。これは区が過去 10 年間に支出した改築・改修経費の年平均約 52 億円を大幅に上回る額であり、大きな財政負担となります。

区立施設の築年数別内訳（平成 24 年度末現在）



- 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によれば、区の人口は、約 30 年後（2040 年）には、現在の 541,253 人から 464,151 人へ 77,102 人減少します。また、人口全体に占める高齢者人口（65 歳以上）の割合は、現在の 20.3% から 39.6%へ増加する一方、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は、それぞれ 9.9%から 6.5%、69.8%から 53.9%に減少します。
- 生産年齢人口の減少に伴い、今後、区民税収入が減少していくのに対し、少子高齢化の一層の進展により、児童・高齢者・生活困窮者などの社会保障関係の経費である扶助費はさらに増加していくことが想定されます。このような状況の中で、施設の維持・更新に多くの予算を振り向けることは現実的に困難です（P62 参照）。
- 施設の再編整備の取組で生み出された財政効果は、財政負担の軽減はもとより、区民福祉の向上と区民サービスの充実に有効に活用します。利用率が低い施設を廃止したり、スペースに余裕のある施設を改築に併せて適正な規模にスリム化するなど、区立施設全体の規模を縮減することで、今後の改築・改修経費や、施設の維持に必要な光熱水費、修繕費、清掃費等の軽減を図ります。また、廃止した施設の跡地等を売却または貸付することで得られる新たな財源は、その時々の行政需要等を踏まえて活用します。

杉並区の総人口及び年齢別人口割合の推移



2. 時代の変化に応じた区民ニーズへの対応

- 施設の現状に目を向けると、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化等により、多くの施設で設置当初に比べ利用状況が大きく変化しています。特に、女性の社会進出の本格化等に伴う保育施設への需要の増加傾向は、当分の間続くと予測されるとともに、高齢化の一層の進展により特別養護老人ホーム等の高齢者施設への需要についても、今後、確実に増加することが見込まれており、少子高齢社会における区民福祉の向上が喫緊の課題となっています。
- 一方、学校施設は、少子化の影響で児童生徒数が減少し、それに伴い学級数も減っていることから、学校によっては余裕教室が生じており、一部の学校では統合も実施されています。
- 児童館は、0歳から18歳までの児童を対象とした施設ですが、乳幼児親子や学童クラブ（児童館42館中38館に併設）の需要増への対応等が課題となっています。
- ゆうゆう館（旧敬老会館）は、60歳以上の高齢者の専用施設として、元気な高齢者の健康づくりや生きがい活動の拠点となっています。近年、NPO等の協働事業者による多様な事業が展開されるようになったことに伴い、利用者数は増えていますが、和室や小規模な部屋のほか、夜間の利用率が低いなど、貸出室や時間帯による利用のばらつきが大きく、全体の平均利用率は40%台となっています。
- 集会室についても、地域区民センターをはじめ、区民集会所、区民会館など様々な施設があり、区民のコミュニティ活動の場や趣味の活動の場として活用されていますが、利用率は平均して60%台にとどまっています。
- このように、施設ごとの利用率を見ると、需要に対して不足している施設がある一方で、必ずしも十分に活用されていない施設もあります。施設の必要性を利用率だけで測ることはできませんが、施設の更新・維持管理に多額の経費がかかり、施設を使わない区民もその経費を税金として負担している以上、利用状況を含め、施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、区民共通の財産である施設をより有効に活用していく必要があります。
- そのためには、施設の再編整備を進めていくことが不可欠です。現在、築50年を越える施設は約3%にとどまっていますが、10年後には約28%、20年後には約52%になる見込みです。再編整備の取組は、早期に実施するほど大きな削減効果が期待できます。施設の安全性の確保、持続可能な財政運営、そして新たな行政需要への対応を図るために、施設の再編整備は、区民の皆様と共に、今まさに取り組まなければならない喫緊の課題なのです。

1. 基本方針

(1) 施設設置基準の見直しー7地域の継承と46地区の基準の転換

区民の通勤、買い物などの日常行動圏域として駅勢圏中心に設定した7地域については、施設配置の地域バランスを確保する観点から、今後とも施設整備の基準として継承します。

一方、児童の通学区域を基準に設定した46地区に基づく施設配置の基準については、少子高齢化の進展や施設の効率的な運営の観点から見直し、今後は「地区」の枠にとらわれず、施設の複合化・多機能化等を進めることにより必要なサービスを提供する考え方に転換します。

なお、施設の配置にあたっては、高齢化の一層の進展を視野に入れ、施設間の巡回車両の導入の研究なども含め、区民の利便性の確保に配慮して配置を進めます。

(2) 複合化・多機能化等による効率化の推進

施設の複合化・多機能化のほか、改築時の規模のスリム化や廃止により施設規模の縮小を図るとともに、民間活力の導入、適切な維持管理による施設の長寿命化等に取り組み、施設運営の効率化を進めます。

廃止した施設・用地は、他施設への転用のほか、売却・民間活力の導入も視野に入れ、有効活用を図ります。

生み出された果実（貸付・売却等による財政効果）は、区民福祉の向上を図るため、その時々行政需要等を踏まえて有効に活用し、持続可能な行財政運営を推進します。

(3) 学校施設と学校跡地の有効活用

地域にあまねく配置され、最大規模の公共施設である学校は、地域に開かれた公共空間としての機能を一層拡充する観点から、学童クラブや小学生の放課後等居場所事業の実施など施設の複合化・多機能化を進めるため、既存校の余裕教室や学校敷地の活用を推進するとともに、改築時には児童生徒数の推移などを踏まえ施設規模のスリム化を行います。

また、統合に伴う学校跡地については、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、特別養護老人ホームなどの全区的な行政需要への対応という視点の両面から活用策を検討します。

(4) 児童館の再編と子育て支援事業の新たな展開

0歳から18歳までの児童の健全育成を図ることを目的に設置された児童館は、限られた施設スペースの中でサービスの充実を図ることがもはや限界を迎えていること、「子ども・子育て支援新制度」(P24 参照)の本格施行（平成27年度予定）に向け、各種の子育て支援サービスに関する利用相談や情報提供等の地域拠点を整備する必要があることを踏まえ、学校や新たに設置する地域子育て支援拠点等で機能・サービスを段階的に継承し、充実を図ります。

（５）ゆうゆう館の再編

60歳以上の高齢者を対象としたゆうゆう館（旧敬老会館）は、保育園を併設する施設の一部については保育施設への転用を図るとともに、順次、多世代が利用できる施設へと転用・再編を進めていきます。

再編にあたっては、身近な地域で高齢者が気軽に集まることができる、ゆうゆう館の機能と役割も継承します。

（６）地域コミュニティ施設の再編

7か所の地域区民センターは、地域コミュニティの拠点と位置付け、集会施設である区民集会所と区民会館、現在は特定の年齢層を対象にした施設であるゆうゆう館、一部の児童館を対象に、施設の有効活用や地域コミュニティの活性化の観点から、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、多世代が利用できる施設へと段階的に再編します。施設の配置にあたっては、誰もが身近な地域で気軽に利用できるように配慮するとともに、地域団体等による世代間交流事業などを推進することを視野に、転用する施設の規模等に応じて整備を進めます。

（７）誰もが利用しやすい施設整備の推進

区立施設は区民生活に最も身近な施設であることから、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで便利に快適に利用できるよう、だれでもトイレやエントランススロープの設置など、バリアフリーに配慮した施設づくりを推進します。

また、今後の施設整備にあたっては、内装や間取りの変更が容易な工法（スケルトンインフィル）を採用するなど、区民ニーズの変化に応じて用途を柔軟に変えて活用できるような施設づくりを進めます。

（８）緊急性の高い施設の優先整備

区民の安全・安心を確保するため、老朽化や耐震性等の課題により更新の緊急性の高い施設については、優先的に施設の再編整備に着手します。

また、都市部における女性の社会進出の本格化等を背景に、当分の間、需要が増加することが予測される保育施設や高齢化の進展を背景に今後も確実に需要が増加する特別養護老人ホーム等について優先的に整備を行い、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことができる環境整備を進めます。

（９）国や東京都、他自治体等との連携

特別養護老人ホームや保育施設をはじめとした新たな施設の設置及び既存施設の更新に際しては、国・東京都との連携による国公有地の活用を検討します。活用にあたっては、定期借地のほか区有地との交換も視野に入れ、財政負担の軽減化を図ります。また、広域的な施設については、近隣自治体との共同運営の可能性についても検討していきます。

2. 対象とする区立施設

今回の計画で再編整備の対象とする区立施設は下記の施設とし（特別養護老人ホーム等は民営施設）、インフラ施設（道路、橋梁^{きょうりょう}）は対象外とします。統合後の学校跡地と老朽化した学校の更新は検討対象とします。

再 編 整 備 の 検 討 対 象 区 立 施 設	1:保育園・子供園	保 育 園 子 供 園
	2:特別養護老人ホーム等	特別養護老人ホーム・グループホーム(民営施設)
	3:学校施設	小 学 校・中 学 校・養 護 学 校 統 合 後 の 学 校(学校跡地)
	4:児童館・学童クラブ	児 童 館・学 童 ク ラ ブ
	5:ゆうゆう館	ゆ う ゆ う 館
	6:集会施設	地 域 区 民 セ ン ター 区 民 集 会 所 区 民 事 務 所 会 議 室 区 民 会 館 杉 並 会 館
	7:文化・教育施設等	図 書 館 科 学 館 環 境 情 報 館
	8:体育施設	体 育 館 運 動 場・プ ー ル
	9:庁舎等	本 庁 舎 区民事務所・分室・駅前事務所 公園緑地事務所・土木事務所 保 健 所・保 健 セ ン ター 等 清掃事務所・支所・分室等 産 業 商 工 会 館 あ ん さ ん ぶ る 荻 窪
	10:障害者(児)施設	障 害 者 通 所 施 設 こ ど も 発 達 セ ン ター 障 害 者 福 祉 会 館 視 覚 障 害 者 会 館 障 害 者 交 流 館
	11:公共住宅	区 営 住 宅 区 民 住 宅 高 齢 者 住 宅 (み ど り の 里)
	12:自転車駐車場・集積所	自 転 車 駐 車 場・集 積 所
	13:児童遊園・遊び場	児 童 遊 園・遊 び 場
	14:民営化宿泊施設	湯 の 里「杉 菜」 コニファーいわびつ 富 士 学 園 弓ヶ浜クラブ

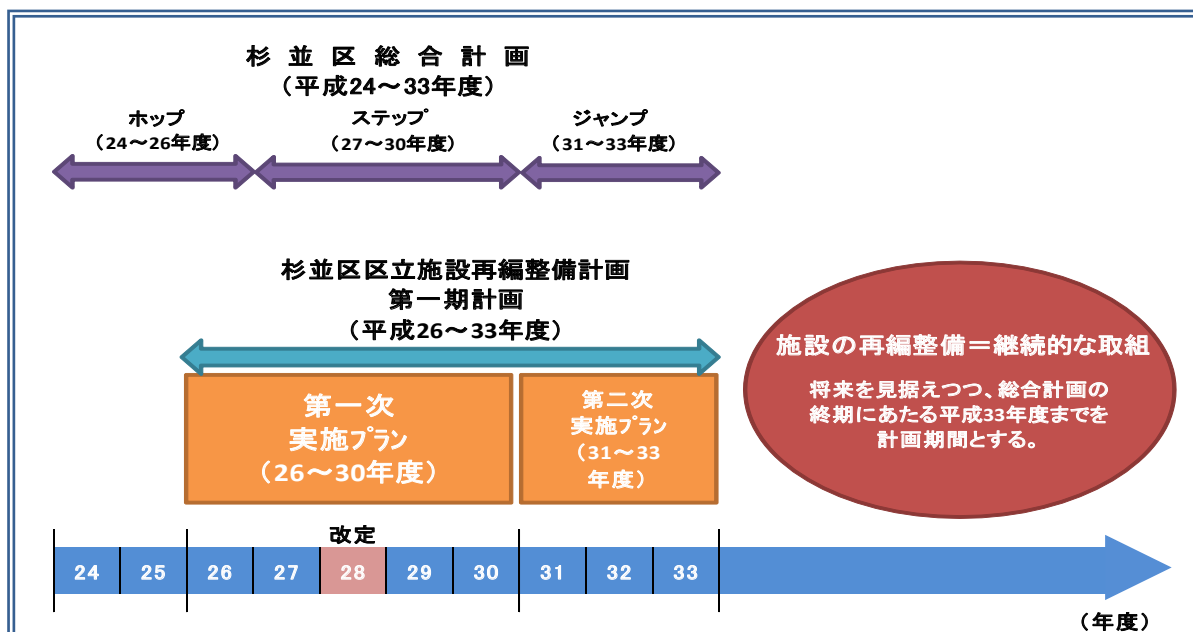
3. 計画の位置付けと進め方

- 施設の再編整備は、今後、時代の変化に対応して継続的に見直しを行いながら、息長く進めなければならない課題です。そのため、これから30年後の将来を見据えつつ、杉並区総合計画との整合性を図るため、平成26年度から杉並区総合計画の終期にあたる平成33年度までを第一期計画期間とします。第一期計画を円滑に推進するため、計画を具体化した平成30年度までの第一次実施プランを策定します。
- 本計画の策定の如何にかかわらず、耐震性等に課題のある施設や区民ニーズに応じて迅速な対応が必要な施設については、緊急性の高いものから優先して重点的に整備を進めます。特に、以下の取組については、区民の安全・安心を確保するなどの観点から、関連する施設も含めて、平成26年度当初予算に必要な経費を計上し、早期に着手します（※）。

- ① 耐震性：杉並会館の耐震補強、産業商工会館の廃止
- ② 保育・高齢者施設ニーズへの対応：現大宮前体育館跡地を活用した施設整備等
- ③ 利便性の向上と施設配置の適正化：証明書類のコンビニ交付システムの開発等
- ④ 関連施設：就労支援センターの移転、環境情報館の移転

※該当する取組は、第一次実施プランの実施スケジュールの具体的取組に★を記しています。

- 第一次実施プランの平成27年度以降の取組については、平成26年度に改定を予定している杉並区総合計画・同実行計画に反映します。また、第一次実施プランは、計画の進捗状況を踏まえ、必要な見直しを行うため、平成28年度に改定します。第二次実施プランは、杉並区総合計画の改定に合わせて平成30年度に策定します。



杉並区立施設再編整備計画
(第一期)

第一次実施プラン

(平成26～30年度)

第一次実施プラン（平成26～30年度）

1. 基本的な考え方	11
2. 国との連携による新たな取組	11
3. 計画期間と進め方	13
4. 再編整備の方向性と具体的な取組	14
(1) 保育園・子供園	14
(2) 特別養護老人ホーム等（民営施設）	17
(3) 学校施設	20
(4) 児童館・学童クラブ	23
(5) ゆうゆう館	27
(6) 集会施設	30
(7) 文化・教育施設等	33
(8) 体育施設	37
(9) 庁舎等	39
(10) 障害者（児）施設	45
(11) 公共住宅	47
(12) 自転車駐車場・集積所	49
(13) 児童遊園・遊び場	51
(14) 民営化宿泊施設	53

1. 基本的な考え方

第一次実施プラン（以下「実施プラン」という。）は、杉並区立施設再編整備計画（第一期）（以下「第一期計画」という。）を着実に推進していくための具体的な実施計画として策定するものです。

実施プランでは、当分の間、需要の増加が見込まれる保育施設の整備、「子ども・子育て支援新制度」の本格施行等を踏まえた児童館の再編、高齢化の進展に伴う特別養護老人ホーム等の整備、老朽化や耐震性等の課題から更新の緊急性の高い施設の再編整備に重点的に取り組むとともに、これらを実現するために、地域の最大の公共空間である学校施設の複合化・多機能化の推進及び学校跡地の有効活用、国・東京都との連携による公有地の活用を図ります。

第一次実施プランの取組により、施設の廃止等に伴う改築・改修経費と施設維持費の軽減、用地の売却・貸付等による財政効果が期待され、その果実（今後30年間の推計額、約137億円）は区民福祉の向上を図るため有効に活用します。

2. 国との連携による新たな取組

区内の荻窪税務署（天沼三丁目）は老朽化しており、区はこれまで、駅近くへの移転や税務行政の効率化、税の総合相談の実施など、区民サービスの向上につながるような形での建替えを要望してきました。

一方、本用地は、隣接する廃止が決定された国家公務員宿舎と合わせると、区内では確保することが難しい6,300㎡を超える大規模用地であり、特別養護老人ホームの整備用地の適地と考えられます。

そこで区は、区保有の「あんさんぶる荻窪」（荻窪五丁目にある福祉事務所等からなる複合施設）と荻窪税務署及び隣接する国家公務員宿舎跡地の用地（以下「荻窪税務署等用地」という。）を対象とした財産交換を前提に、今後国と具体化に向けた協議を進めていきます。

国が「あんさんぶる荻窪」を活用して施設の移転を行えば、より駅に至近な立地となることから区民サービスの向上につながるとともに、既存施設の改修で整備できるため経費縮減を図ることができると考えられます。

区にとっても、荻窪税務署等用地を一体的に活用することができれば、用地の規模を活かして、大きく3つの機能の充実・強化を図ることができます。

第一に、現在区では、急速な高齢化の進展に伴い、要介護高齢者が増加しており、特別養護老人ホームの整備が急務となっていますが、当該用地を活用すれば大規模

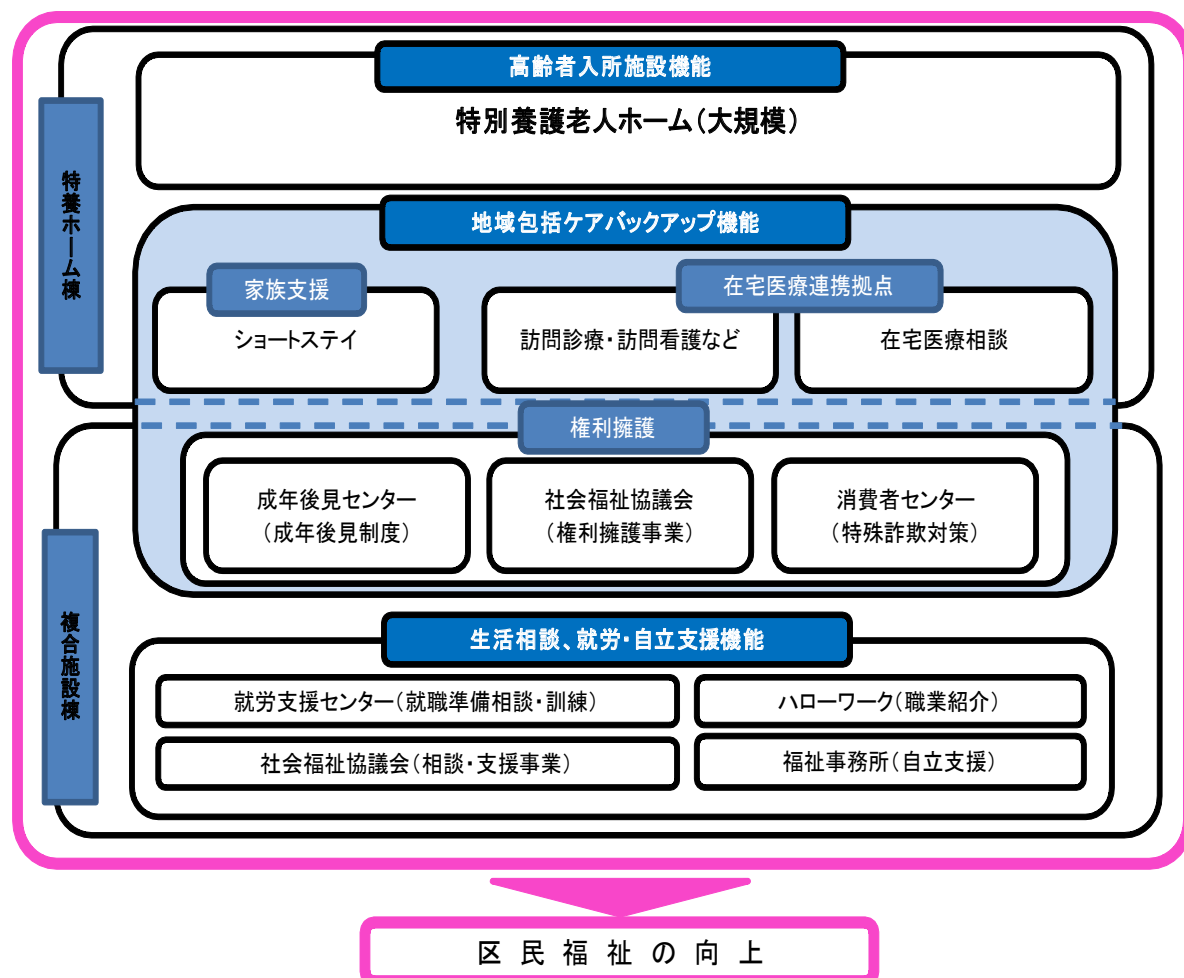
な特別養護老人ホームの整備が可能となります。

第二に、特別養護老人ホームに、通常より規模の大きいショートステイを併設することで、在宅介護の家族支援を充実することができます。また、在宅医療相談機能や、特別養護老人ホームの医療的ケアの充実にもつなげる医療・看護提供機能を備えることで、区内全域の在宅医療連携拠点を作ることができます。さらに認知症などにより判断能力が不十分な方の権利擁護や、深刻化する高齢者の消費者被害の相談といった専門的な支援機能を集約することで、各地域で推進していく地域包括ケアのバックアップ機能の拠点とすることができます。

第三に、現在、「あんさんぶる荻窪」内にある福祉事務所、消費者センター、社会福祉協議会のほか、就労支援センター等に移転し、生活相談や就労支援に関連するサービスを総合的・一体的に提供することにより、就労・自立支援の拠点とすることができます。

このような活用により、区民福祉の向上に資するとともに、近隣の旧若杉小学校の有効活用も含め、地域のまちづくりへの寄与にもつながります。

荻窪税務署・国家公務員宿舎跡地を活用した区民福祉向上のイメージ



※地域包括ケアとは、高齢者が住み慣れた地域で、また自分が望む住まいで、これまでのような日常生活を継続できるよう医療・介護のサービスを中心に、生活を支援する様々なサービスが適切に提供されることです。

これから高齢者福祉は、特別養護老人ホームなどの施設整備とともに、在宅での生活を可能な限り支援していくことが求められており、地域包括ケアは、その鍵となるものとして充実強化する必要があります。

3. 計画期間と進め方

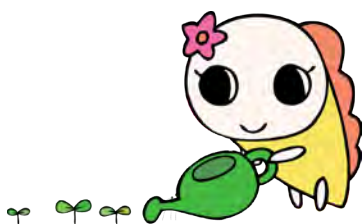
第一次実施プランは、第一期計画の始期である平成 26 年度から、杉並区総合計画のステップ（第 2 段階）期間の終期である平成 30 年度までの 5 年間を計画期間とし、計画の進捗状況を踏まえ、必要な見直しを行うため、平成 28 年度に改定します。

計画のうち耐震性等の課題や区民ニーズへの迅速な対応などから緊急性の高い取組は、平成 26 年度から着手するものとし、平成 26 年度当初予算に必要経費を計上しています。（※）

また、子ども関連施設の再編整備の進捗状況を踏まえ、平成 30 年度に策定する第二次実施プランで具体化を予定している集会施設やゆうゆう館などの再編整備の検討に着手します。

区立施設の再編整備にあたっては、区民意見交換会等を開催し、幅広く区民の皆様のご意見を聞きながら合意形成を図っていきます。

※該当する具体的な取組は、「4. 再編整備の方向性と具体的な取組」の【実施スケジュール】に★を記しています。



4. 再編整備の方向性と具体的な取組

(1) 保育園・子供園

施設の概要

	設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
保育園	保護者が就労などで保育ができない場合に、保護者に代わって保育をする児童福祉施設	44	631 m ²	99.8%
子供園	保護者の就労形態にかかわらず幼児を受け入れ、教育・保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設	6	657 m ²	88.0%

施設の配置



課題と再編整備の方向性

近年、女性の社会進出の本格化等に伴って保育需要は増加の一途をたどっており、保育の待機児童対策は、都市部に共通する重要課題となっています。平成 26 年度以降も、現時点における区の推計（P64 参照）では、今後 5 年間は各年平均で 430 名程度の新たな保育需要が発生するものと見込んでいます。平成 27 年度には、より実態に応じた保育の量的拡大・確保等を目指す「子ども・子育て支援新制度」（P24 参照）が本格施行される予定であり、その実施主体となる区は、こうした保育需要に対して必要な施設整備を効率的・効果的に推進し、女性が働きながら安心して子どもを産み育てられる環境を着実に整備していく必要があります。

また、既存の区立保育園・子供園は、その多くが築 30 年以上であり、そのうち 26 園は築 40 年以上を経過しています。これらの施設の老朽化への対応も大きな課題であり、改築時の仮設園舎の確保を含め、計画的に整備を進めていきます。

具体的な取組

- 今後の保育需要の動向等を踏まえ、区立施設の再編整備により生み出された施設・用地のほか、国や東京都の公有財産を有効に活用して、認可保育所を核とした保育施設の整備を引き続き推進します。
- 老朽化した保育園・子供園は、緊急度・優先度等を考慮して、計画的に改築を進めます。改築時の仮園舎は、国有地等の活用を含めて設置場所を検討するとともに、設置した仮園舎は近隣にある複数の保育施設の改築に利用するなど有効に活用します。
- サービスの維持・向上と運営の効率化を図るため、今後とも、指定管理者制度の導入や民営化を計画的に進めます。

実施スケジュール

具体的な取組		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
保育需要に 応じた施設 整備 (※1) 高齢者施 設との併設施設	遊び場 79 番(高円寺南一丁 目)の活用			仮園舎 設計・建設	仮園舎 活用	解体・遊 場 復旧	10.2
	高円寺東保育園の改築 (定員約 20 人増)		調査・設計		解体・ 建設	開園	
国有地等を 活用した老 朽施設の改 築	現大宮前体育館跡地の活用 (★)(※1)(新規定員約 150 人)	解体・ 事業者 選定	設計 (事業者)	建設 (事業者)			0.7
	成田東四丁目用地の活用(★) 認可保育所の新設 (新規定員約 110 人)	調査・設計	建設	仮園舎 活用	認可保育所 開設		0.7
	阿佐谷南保育園の改築 (定員約 10 人増)	調査	設計		解体・建設	開園	4.1 (*)
	下高井戸四丁目用地の活用 (★)	仮園舎 活用		仮園舎 活用	解体	公園整備	1.4
	下高井戸保育園の改築 (定員約 30 人増)	設計	解体・ 建設	開園			0.7
	下高井戸子供園の改築		設計	解体・ 建設	開園		4.1 (*)
	梅里二丁目用地(国有地)の 活用(★)(定期借地)	調査・設計	建設	仮園舎 活用	杉並保育園 移転開園		1.4
	杉並保育園の移転改築 (定員約 10 人増)			調査・ 事業者 選定	解体・ 設計 (事業者)	建設 (事業者)	開園
	馬橋保育園の改築(※2) (定員約 20 人増)			検討		解体	0.7
	現杉並保育園の跡地活用						
(※2) の3園は ゆうゆう館併設	阿佐谷北三丁目用地(国有 地)の活用(★)(定期借地)	調査・設計	建設		仮園舎 活用	仮園舎 活用	0.7
	天沼保育園の改築(※2) (定員約 10 人増)		調査・ 事業者 選定	解体・ 設計 (事業)	建設 (事業者)	開園	
	阿佐谷北保育園の改築(※2) (※3)(定員約 10 人増)			調査・設計		解体・ 建設	

★ H26 年度当初予算に計上

(※3) 阿佐谷北保育園の併設施設であるゆうゆう阿佐谷北館については、現在地での継続または移転を含め検討します。

(2) 特別養護老人ホーム等（民営施設）

施設の概要

	設置目的	施設数	平均規模
特別養護老人ホーム	常時介護が必要な要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や、機能訓練、療養上の世話等を行うことを目的として設置 区からの用地賃借等を含め、民間事業者が用地を確保し整備・運営を実施	12	3,951 m ²
認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者が家庭的な環境の中で必要な援助を受けながら、認知症の進行を和らげ、少人数で共同生活を送ることを目的に設置 民間事業者が区から建設助成等を受け整備・運営を実施	18	564 m ²

施設の配置



課題と再編整備の方向性

区の高齢化率は、上昇の一途をたどり、昭和45年（1970年）には約5%であったものが、平成25年（2013年）では20%を超え、平成52年（2040年）には40%に達すると推計されています。こうした急速な高齢化の進展に伴い今後一層、要介護高齢者の増加が予想されており、区では介護が必要になっても住み慣れた地域で引き続き安心して生活ができるよう、民間事業者による特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を進めているところです。

特別養護老人ホーム等の整備には、運営事業者の安定的な運営を確保するため大規模な用地が必要ですが、住宅都市の杉並区では用地確保が困難であるとともに、用地確保にあたっての財政負担も大きなものとなります。こうしたことから、区立施設の再編整備によって生み出された一定規模以上の区有地及び国や都との連携による未利用地の有効活用と建設助成などにより、民間事業者による整備を促進していきます。

具体的な取組

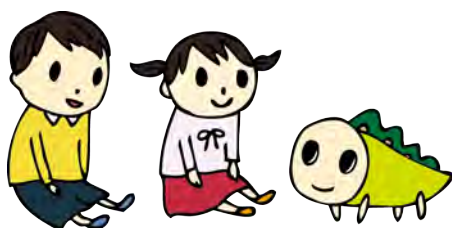
- 旧永福南小学校の既存校舎について、特別養護老人ホームへ転用を図ります。
- 現大宮前体育館廃止後の跡地を活用して、認知症高齢者グループホーム等を整備します。
- 国や東京都との連携により公有財産を有効に活用して高齢者施設の整備を推進します。
- 現・荻窪税務署用地及び隣接する国家公務員宿舎跡地（以下「荻窪税務署等用地」という。）とあんさんぶる荻窪（福祉事務所・消費者センター等からなる複合施設）との交換について、国と具体的な協議を進めます。荻窪税務署等用地には、大規模な特別養護老人ホーム等を整備するとともに、在宅介護を支援するショートステイを多数確保するほか、在宅療養が困難となった方への医療的ケアの体制を強化するなど、区内全域の地域包括ケアのバックアップ機能を果たすことができる施設を整備します。（P40、41 参照）
- 区立施設の再編整備により生み出された施設・用地を有効に活用して、特別養護老人ホーム等の高齢者施設整備を推進します。

実施スケジュール

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
旧永福南小学校の既存校舎を特別養護老人ホームに改修	← (既存校舎利用) →		← 改修 (事業者) →	● 開設		37.2
現大宮前体育館跡地の活用による認知症高齢者グループホーム等の整備(★)(※) (※) 保育施設との併設施設 (1) 保育園・子供園再掲	← 解体・事業者選定 →	← 設計 (事業者) →	← 建設 (事業者) →	● 開設		10.2 (*)
現・荻窪税務署等用地の活用(あんさんぶる荻窪との交換)による特色のある特別養護老人ホーム等の整備	← 検討・実施 →					
国や東京都との連携による未利用地等の活用	← 検討・実施 →					
区立施設の再編整備によって生じた施設・用地の活用	← 検討・実施 →					

★ H26 年度当初予算に計上

(*)P16 を再掲



(3) 学校施設

施設の概要

施設種別	施設数	平均規模
小学校	42	5,934 m ²
中学校	23	7,130 m ²
養護学校	1	4,387 m ²

*平成 25 年 4 月 1 日現在

施設の配置



課題と再編整備の方向性

現在、区立の小学校は 42 校、中学校は 23 校ありますが、今後 30 年間で築 50 年を経過する施設は 50 校を越え、老朽化により次々に改築時期を迎えます。このため、昭和 50 年代をピークに減少傾向にある児童生徒数の動向を見据え、計画的かつ効果的・効率的な改築整備を進める必要があります。

一方、校舎内の教室や敷地内に一定の余裕のある学校もあり、学びの場にとどまらず、子どもの安全・安心な放課後の居場所として、学校施設を有効に活用することが求められています。

このような状況から、今後改築する際は、学校の施設規模をスリム化するとともに、他施設との複合化・多機能化を進め、より一層、地域コミュニティの核となる施設づくりを進めます。既存の学校についても、余裕教室等を活用した学童クラブや小学生の放課後等居場所事業の校内での実施を進め、時代のニーズに的確に対応していきます。また、統合に伴う学校の跡地については、区民福祉の向上に資するよう、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、全区的な行政需要への対応という視点の両面から、有効な活用策を検討します。

具体的な取組

- 杉並第一小学校は築後 56 年を経過しており、老朽化に伴う改築に合わせて、阿佐谷地域区民センターと産業商工会館の集会関連機能を集約することを基本に、地域のまちづくりの動向等も踏まえつつ、移転・複合化を図ります。また、産業商工会館の展示場の機能は、関連性のある杉並会館のレセプション機能と合わせて、引き続き区民の意見も聞きながら整備のあり方について検討します。なお、複合化にあたっては、小学校と他施設の動線分離や校庭面積の確保など、学校の教育環境の確保を最優先に考え、地域の活性化や区民の利便性の向上の視点などから具体化を図ります。
- 学童クラブは、保護者の要望等を踏まえて小学校内での実施を基本とし、計画的な移設を進めます。また、小学生の放課後等居場所事業についても、小学校内で実施することとし、地域団体との協働による運営も視野に、モデルとなる取組を推進します。
- 旧若杉小学校については、防災スペースを確保するとともに、地域の活性化や病児保育及び障害児の療育を含めた子育て支援等も視野に入れ、本格活用について検討します。
- 統合後の新泉小学校の跡地については、防災スペースの確保をはじめ地域の防災機能の強化に資する活用を図ることを前提に、地域のまちづくり、教育、福祉の向上等の観点から、用地全体の有効活用策を検討します。
- 旧永福南小学校については、既存校舎を特別養護老人ホームへ転用し、体育館を老朽化した近隣の永福体育館に転用することを基本に、地域のニーズも勘案し、校庭を含めた用地全体の有効活用策を検討します。
- 「高円寺地域における新しい学校づくり計画」の進捗状況に合わせて、杉並第四小学校と杉並第八小学校の統合後の跡地について、活用策を検討します。

実施スケジュール

具体的な取組		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
杉並第一小学校の改築に合わせ、阿佐谷 地域区民センターと産業商工会館の集会 関連機能の集約を基本に移転・複合化		検討	調査	設計	設計	建設	
学童クラブの小学校内での実施				実施(3校)			4.1 (*1)
小学生の放課後等居場所事業の 小学校内での実施			新泉・和泉(※)高井戸第三	杉並第二			
防災や地域の活性化、子育て支援等を視 野に入れ旧若杉小学校跡地の本格活用の 検討		(跡地活用) 検討					
統合後の新泉小学校は防災ハートを確保 したうえで有効活用策を検討		(跡地活用) 検討					26.4
旧永福南小学 校の活用	・校舎 特別養護老人ホームに転用 (2) 特別養護老人ホーム等再掲	(既存校舎利用) 事業者 選定	設計 (事業者)	改修 (事業者)	開設		37.2 (*2)
	・体育館 永福体育館に転用		設計	改修	転用		15.1
統合後の杉並第四小学校跡地の活用策を 検討				検討			
統合後の杉並第八小学校跡地の活用策を 検討				検討			

(※)平成27年4月に小中一貫教育校(仮称)杉並和泉学園として開校予定

(*1)P16を再掲

(*2)P19を再掲

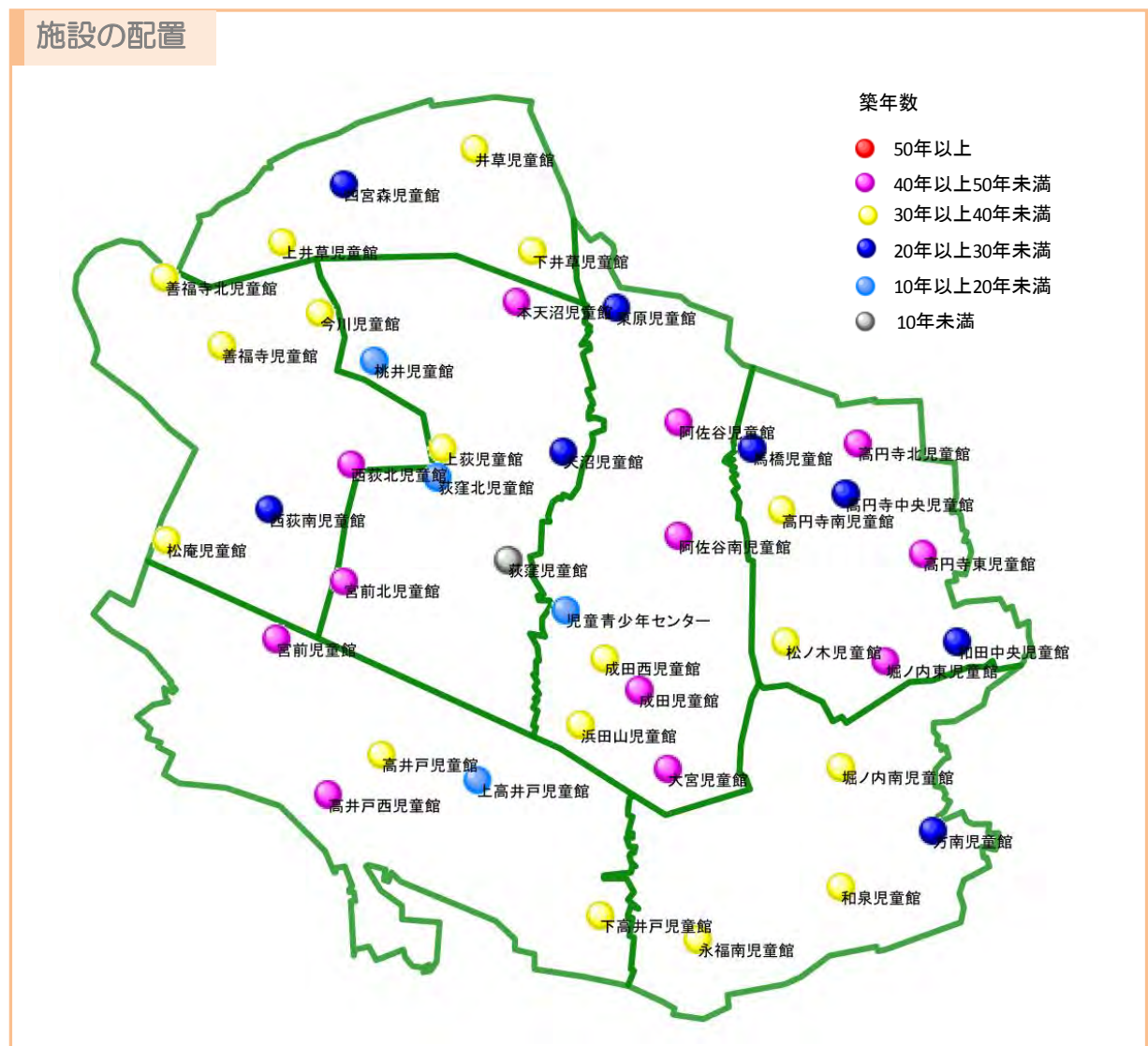
(4) 児童館・学童クラブ

施設の概要

	設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
児童館	0歳から18歳までの児童の健全育成に資するため、児童福祉法に基づき、小学生の放課後等居場所事業や子育て支援事業等の実施を目的として設置	42 ※児童青少年センターを含む	657 m ²	—
学童クラブ	保護者が就労などにより、昼間留守になる家庭の児童を対象にした放課後の生活の場として設置	児童館併設 38 単独施設 11	129 m ² (単独施設のみ)	97.4%

※「児童青少年センター」：中・高校生を主な利用対象とする大型児童館

施設の配置



課題と再編整備の方向性

近年、児童館では、乳幼児親子のための「ゆうキッズ」と小学生の学童クラブ利用が大幅に伸びる一方、中・高校生の利用は減少傾向にあるなど、利用状況が変化してきています。現在の児童館の施設で、こうしたニーズを踏まえた0歳から18歳までの児童を対象とした全ての機能・サービスを実施するためには、十分なスペースが確保できない等の課題があります。

また、「子ども・子育て支援新制度」(※)では、区市町村が、保育をはじめとする子育て支援サービスの利用相談・情報提供のほか、乳幼児親子のつどいの広場(ゆうキッズ)、一時預かり保育などの事業を、地域の実情等に応じて実施することとされ、これらの事業を身近な地域で行う子育て支援拠点を整備する必要があります。

こうした状況等を踏まえ、児童館という施設にとらわれることなく、現在の児童館が果たしている機能・サービスを、身近な小学校や新たに19か所程度整備する地域子育て支援拠点等で継承し、充実・発展させる取組を段階的に進めていきます。

※平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく新制度では、区市町村を実施主体として、保育の量的拡大・確保をはじめ、総合的に地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとしている。



具体的な取組

- 学童クラブは小学校内での実施を基本とし、校舎内の余裕教室等や敷地内の余裕スペースを活用して児童の安全と今後の需要に応じた育成環境を確保します。第一次実施プランでは3か所の学童クラブの移設を行うこととし、その後も引き続き段階的な移設を進めます。なお、それまでの間、学童クラブの需要増に対応するため一部の児童館の学童クラブ受け入れ数を拡大します。
- 小学生の放課後等居場所事業についても、小学校内で実施することとし、第一次実施プランでは学童クラブの校内移設など環境の整った3か所の小学校を対象に、学童クラブの利用児童との交流機会を確保するなどのモデルとなる取組を進めます。
- 「ゆうキッズ」を含む乳幼児親子の居場所は、引き続き小学校の通学区域単位を基本とした身近な場所で気軽に利用できるよう、再編整備後も、後述の（仮称）子どもセンターや学童クラブ移設後の小学校、地域コミュニティ施設等で実施することとし、全体として現在と同規模の実施場所を確保するとともに、実施時間帯及びプログラム内容の拡充を図っていきます。
- 中・高校生の放課後等居場所事業は、「中・高校生の新たな居場所づくり懇談会」の意見等を踏まえた「基本的な考え方」（※）に基づき、今後、具体化を進めます。
- 子育て支援サービス・事業を総合的・一体的に行う新たな地域子育て支援拠点として、保健センター及び再編後の児童館施設等を活用した、19か所程度の（仮称）子どもセンターを段階的に整備します。具体的には、以下の考え方を基本に、周辺施設が持つ機能などの地域特性を踏まえて、効率的・効果的な整備を図ることとし、第一次実施プランでは7か所の整備を進めます。
 - ・保健センター内に整備する（仮称）子どもセンター（5か所）は、母子保健との連携を図りつつ、「①保育の利用手続きを含む子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業」を平成27年度の子ども・子育て支援新制度の本格施行に合わせて開始し、その後、施設再編の状況に合わせて段階的に「②ゆうキッズを含む乳幼児親子の居場所事業」を実施していきます。
 - ・再編後の児童館施設等を活用した（仮称）子どもセンター（14か所）は、「①保育の利用手続きを除く子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業」、「②ゆうキッズを含む乳幼児親子の居場所事業」、「③一時預かり保育事業」のほか、「④地域の子育て支援団体の活動支援や関係団体等による子育てネットワークづくりの機能」を担うこととし、7地域に2か所ずつ整備していきます。
- 以上の取組を着実に進め、それらが実現したところから、保育施設や地域コミュニティ施設への転用等の活用策を検討します。それまでの間は、現在の児童館で引き続き事業を実施します。
- 下高井戸児童館については、ゆうゆう下高井戸館を移転し、多世代が利用できる地域コミュニティ施設のモデルとなる取組を進めます。

(※) 中・高校生の新たな居場所づくりに関する基本的な考え方(概要)

- (1) 可能な限り駅に近い場所を基本に、地域バランス等を踏まえた必要数の設置を検討する。
- (2) 中・高校生が若者世代との交流を図りやすい環境づくりの視点も踏まえ、より効果的・効率的な整備・運営方法等を検討する。
- (3) 今後、新たな居場所づくりを進める中で、「ゆう杉並」の運営等についても必要な見直しを検討する。

実施スケジュール

具体的な取組		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
(仮称)子どもセンターの設置	保健センター内への設置		● 設置(5所)				
	児童館施設の活用			● 和泉	● 成田西		
小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 (3) 学校施設再掲		● 杉並第二	● 新泉・和泉(※)	● 高井戸第三			4.1
学童クラブの小学校内での実施 (3) 学校施設再掲			● 新泉・和泉(※)	● 高井戸第三	● 杉並第二		(※1)
中・高校生の新たな居場所の検討・実施		←→ 検討・実施					
地域コミュニティ施設への転用等を検討		←→ 検討					
下高井戸児童館にゆうゆう下高井戸館を移転				● 移転			4.1 (※1)

(※) 平成 27 年 4 月に小中一貫教育校(仮称)杉並和泉学園として開校予定

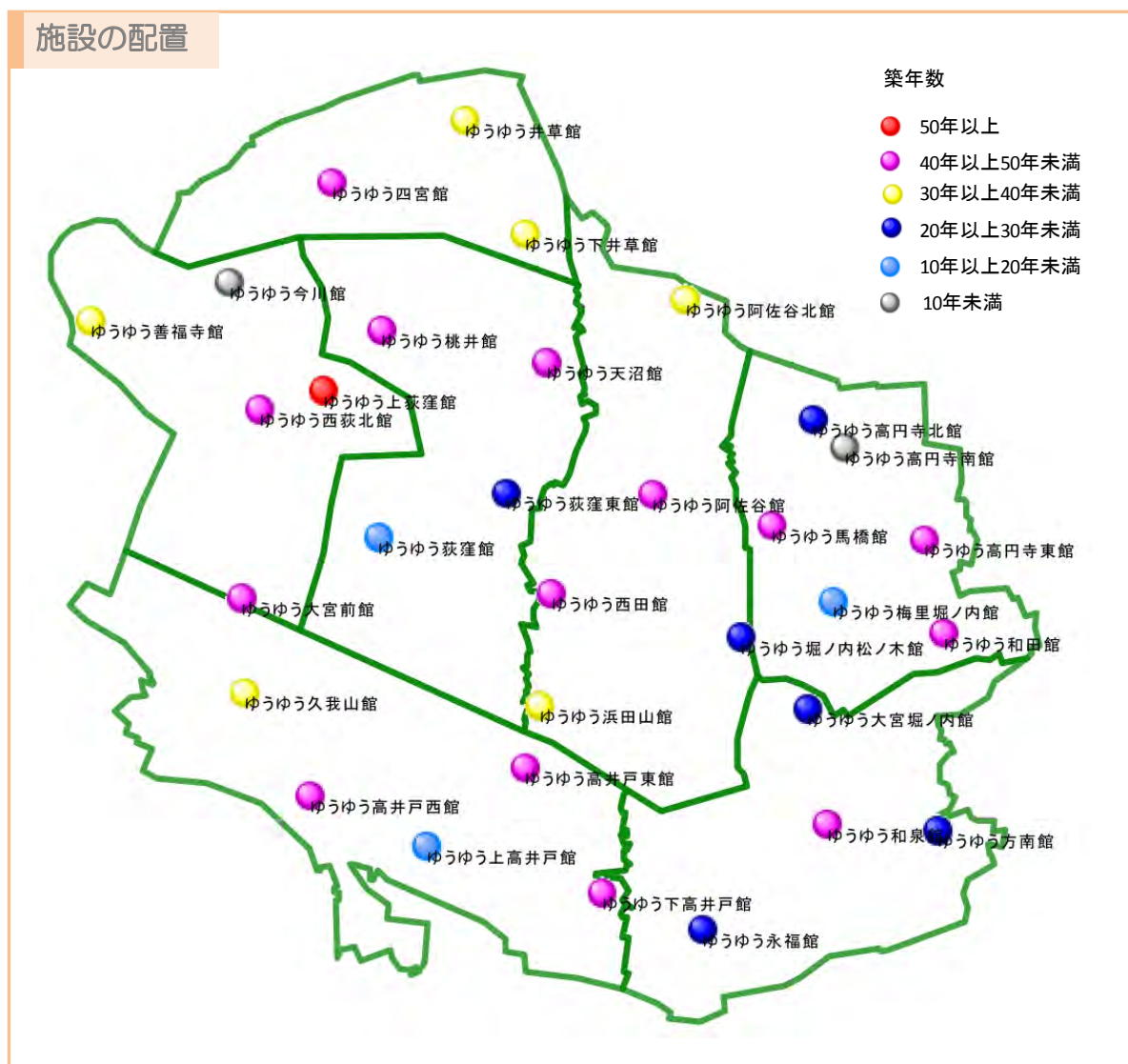
(※1) P16、P22 を再掲

(5) ゆうゆう館

施設の概要

設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
60 歳以上の区民の福祉増進を目的に、高齢者の健康増進、介護予防、教養向上、レクリエーション、生きがい活動支援、社会参加支援等の場として設置	32	246 m ²	41.4%

施設の配置



課題と再編整備の方向性

ゆうゆう館は、平成 18 年度に前身の敬老会館から名称を改めるとともに、その位置付け、運営方法等の見直しを行い、「生涯現役を応援する地域拠点」として、NPO 法人等との協働事業等に取り組んできました。

現在では年間利用者が 40 万人を超えるとともに登録団体も倍増し、高齢者の社会参加や交流、生きがい活動の拠点としての機能と役割を果たしています。今後さらに高齢化が進展する中、身近な地域での活動の場の必要性は、大きくなるものと見込まれます。

一方で、高齢者専用施設としての特性から夜間の利用率が低いなど、効率化の視点からはさらなる工夫が求められます。また、全体の半数近く（15 施設）が築 40 年を越え、その多くが他の施設を併設しています。このため、老朽化への対応や併設施設の更新方針との調整が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、一部の保育園併設施設では、喫緊の課題である保育施設への転用を優先させることとしますが、そうした場合においても代替施設の確保を図りながら、順次、多世代が利用できる地域コミュニティ施設への転用・再編整備を進めていき、身近な地域で高齢者が気軽に集まることができるゆうゆう館の機能と役割を継承していきます。

具体的な取組

○当面、ゆうゆう館の集会室について、高齢者の利用枠を確保したうえで、町会や青少年育成委員会等の地域団体も利用できるようにします。また、夜間の目的外利用については、さざんかねっと予約システム（※1）による予約を可能にし、利用率の向上を図ります。

○保育園併設のゆうゆう館については、保育需要に應えるため、改築の際には当面、代替施設を確保したうえで保育園に転用します。

○第二次実施プランでの具体化に向けて、ゆうゆう館を幅広い高齢者が利用できる、かつ多世代が集うことのできる地域コミュニティ施設への転用を検討します。また、当面、移転先の代替施設でゆうゆう館事業の運営を継続しながら、地域コミュニティ施設のモデルとなる取組を進めます。

（※1）「さざんかねっと」：パソコンや携帯電話などのインターネット、電話または各施設に設置されているタッチパネル式パソコンを使って、施設の予約や抽選申し込み、施設の空き情報が確認できるシステム。

実施スケジュール

具体的な取組		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政効果 (億円)
老朽併設施設の改築に伴う移転	ゆうゆう馬橋館 ※1 (馬橋保育園併設)			● 移転※2			
	ゆうゆう天沼館 ※1 (天沼保育園併設)			● 移転※3			
	※1(1) 保育園・子供園再掲		● 移転 (阿佐谷区民事務所・阿佐谷会議室)				7.7 (*1)
	ゆうゆう下高井戸館※1 (下高井戸保育園併設)	● 移転(高井戸第三小学校敷地内)		● 移転 (下高井戸児童館)			4.1 (*2)
地域コミュニティ施設への転用を検討 (3) 児童館・学童クラブ再掲							
さざんかねっと予約システムの導入		● 導入					

★ H26 年度当初予算に計上

(※1) この内 3.1 億円は P42 区民事務所の廃止の財政効果 10.4 億円を含む

(*2) P16、P22、P26 を再掲

※2 ゆうゆう馬橋館の移転は、旧高円寺保健センター分室用地の活用を検討します。

※3 ゆうゆう天沼館の移転は、天沼中学校敷地内の活用を検討します。



(6) 集会施設

施設の概要

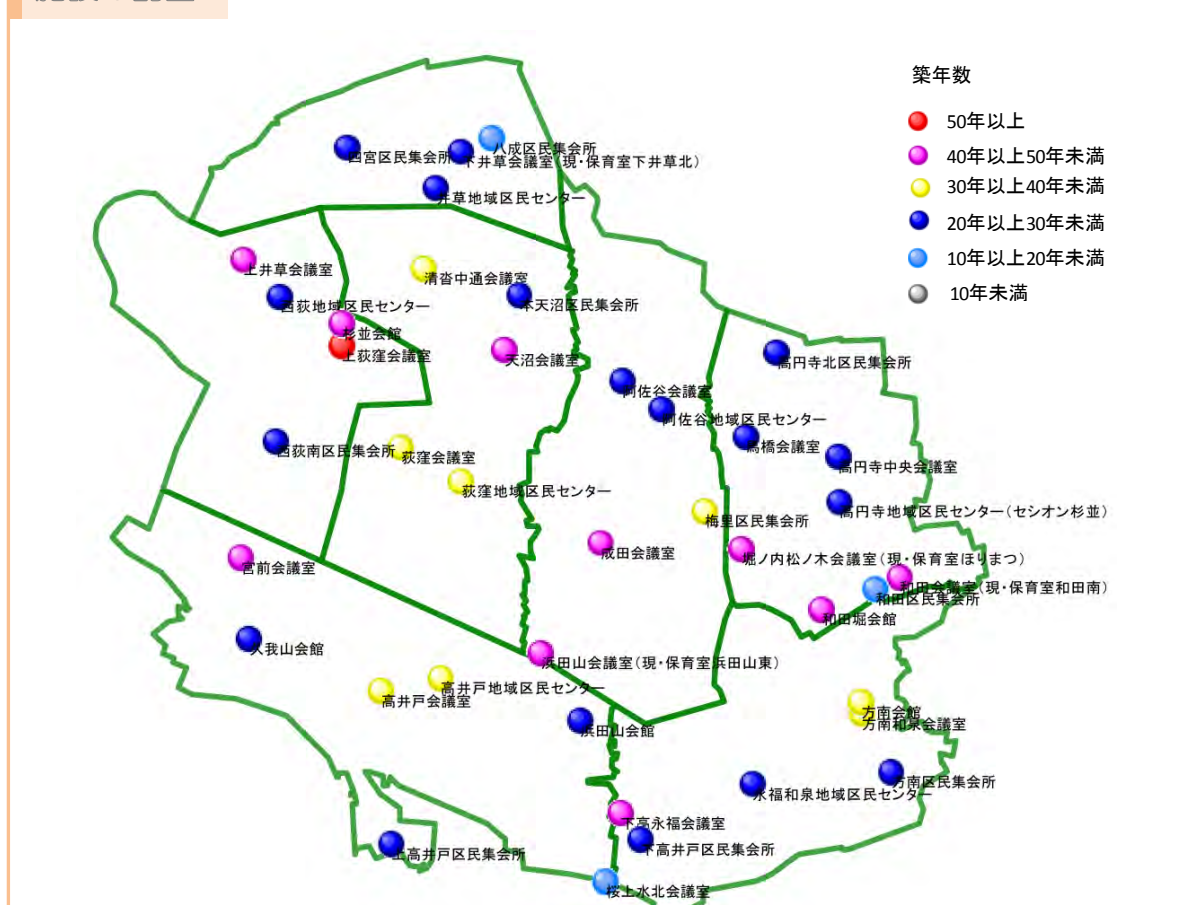
	設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
地域区民センター	区民相互の交流や活動によりコミュニティの形成を図る地域の集会施設	7	3,651㎡	61.6%
区民集会所		10	461㎡	61.5%
区民会館	小規模なホールを備えた集会施設 (和田堀会館を除く)	4	646㎡	61.6%
区民事務所会議室	集会や活動等ができる地域に身近な集会施設	18*	350㎡	59.2%
杉並会館	宴会室やアミューズメントを有する集会施設	1	3,598㎡	42.6%

*区民事務所会議室の設置数については、平成25年度に4施設を転用したため、平成25年度末時点で14施設となっている。

(参考) 集会施設の地域毎の利用率

井草	西荻	荻窪	阿佐谷	高円寺	高井戸	方南和泉
53.5%	60.7%	56.5%	77.3%	60.6%	59.5%	57.9%

施設の配置



課題と再編整備の方向性

地域には、地域区民センター、区民集会所、区民会館や区民事務所会議室等があり、区民相互の交流や趣味の活動など様々なコミュニティ活動の場として活用されています。しかし、これらの施設の利用率は平均して 60%台にとどまっています。今後は利用状況や利用者ニーズを踏まえ、施設の規模や機能を見直し、施設の有効活用を図る必要があります。

7か所の地域区民センターは、地域コミュニティの拠点として位置付けたうえで、区民集会所、区民会館及びゆうゆう館、さらに再編後に機能・サービスを学校等に継承した児童館((仮称)子どもセンターに転用する施設は除く)を対象に、多世代が利用できる地域コミュニティ施設への転用・再編を検討していきます。これらの施設については、児童館の再編等の進捗状況を踏まえて継続的に検討を進め、第二次実施プラン（平成 31～33 年度）で計画化を図っていきます。

新たに設置する地域コミュニティ施設は、地域団体等による世代間交流事業の推進のほか、区民の文化活動やその発表の場としての活用も視野に入れ、転用する施設の規模等に応じて整備します。

なお、耐震性等の課題のある施設等については、地域コミュニティ施設への再編に先行して再編整備を進めていきます。これまで保育の待機児童対策に活用してきた区民事務所会議室は、町会や青少年育成委員会等の活動を継承するための代替施設を確保したうえで、段階的に廃止します。

具体的な取組

- 区民集会所（10 館）、区民会館（3 館）、ゆうゆう館（32 館）、児童館（41 館のうち（仮称）子どもセンターに転用しない施設）を対象に、地域バランスや区民の利便性などを考慮したうえで、多世代が身近な地域で集い、文化や趣味の活動等に幅広く利用できる地域コミュニティ施設への転用・再編を検討します。
- 杉並第一小学校の校舎改築に合わせて、阿佐谷地域区民センターと産業商工会館の集会関連機能を集約することを基本に、移転・複合化を図ります。なお、阿佐谷地域区民センターは、移転までの間、現在の施設を継続し、産業商工会館廃止に伴う集会や展示などの機能の代替施設としても活用します。また、産業商工会館廃止後の跡地に地域団体等が利用できる暫定的な集会施設を設置し、複合施設ができるまでの間、活用します。
- 杉並会館は築 45 年を越え、耐震化、設備機器の老朽化、バリアフリー化が課題となっているため耐震補強を実施し、当面、継続して利用した後、現在の施設は廃止します。レセプション機能とアニメーションミュージアムのあり方については、今後、引き続き検討し具体化を図ります。なお、廃止後の跡地は、特別養護老人ホームの整備も視野に入れ、活用策を検討します。
- 区民事務所会議室は、今後も保育の待機児童対策や必要な行政需要に活用するほか、併設施設の利用状況等を踏まえながら、町会や青少年育成委員会等の地域団体の活動が実施できる代替施設を確保し、段階的に廃止を検討・実施します。
- 和田堀会館は、利用率が 26.8%と特に低く、老朽化も進んでいるため廃止します。
- 西荻地域区民センター（勤労福祉会館併設）、高円寺地域区民センター（セシオン杉並）は、長期修繕計画により保全工事を実施し、引き続き施設の有効活用を図ります。

実施スケジュール

具体的な取組		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
地域コミュニティ施設への転用を検討 (4) 児童館・学童クラブ (5) ゆうゆう館再掲							
杉並第一小学校の改築に合わせ、阿佐谷地域区民センターと産業商工会館の集会関連機能の集約を基本に移転・複合化 (3) 学校施設再掲							
阿佐谷地域区民センターの継続利用と合わせ、産業商工会館廃止に伴う集会機能・展示機能の代替施設として活用							
産業商工会館の跡地に暫定的な集会施設の設置							
杉並会館の耐震補強を実施 (★)							
杉並会館のレセプション機能とアニメーションミュージアムのあり方、及び跡地活用を検討							
区民事務所会議室の利活用と段階的な廃止	阿佐谷区民事務所会議室 (★) (5) ゆうゆう館再掲						7.7 (※1)
	馬橋区民事務所会議室						
	その他の会議室						
和田堀会館の廃止							2.7
西荻地域区民センター(勤労福祉会館併設)の保全工事实施							
高円寺地域区民センター(セッション杉並)の保全工事实施							

★ H26 年度当初予算に計上

(※1) P29 を再掲

※併設していた阿佐谷区民事務所の跡地(P41 を参照)と合わせ、ゆうゆう阿佐谷館に転用。

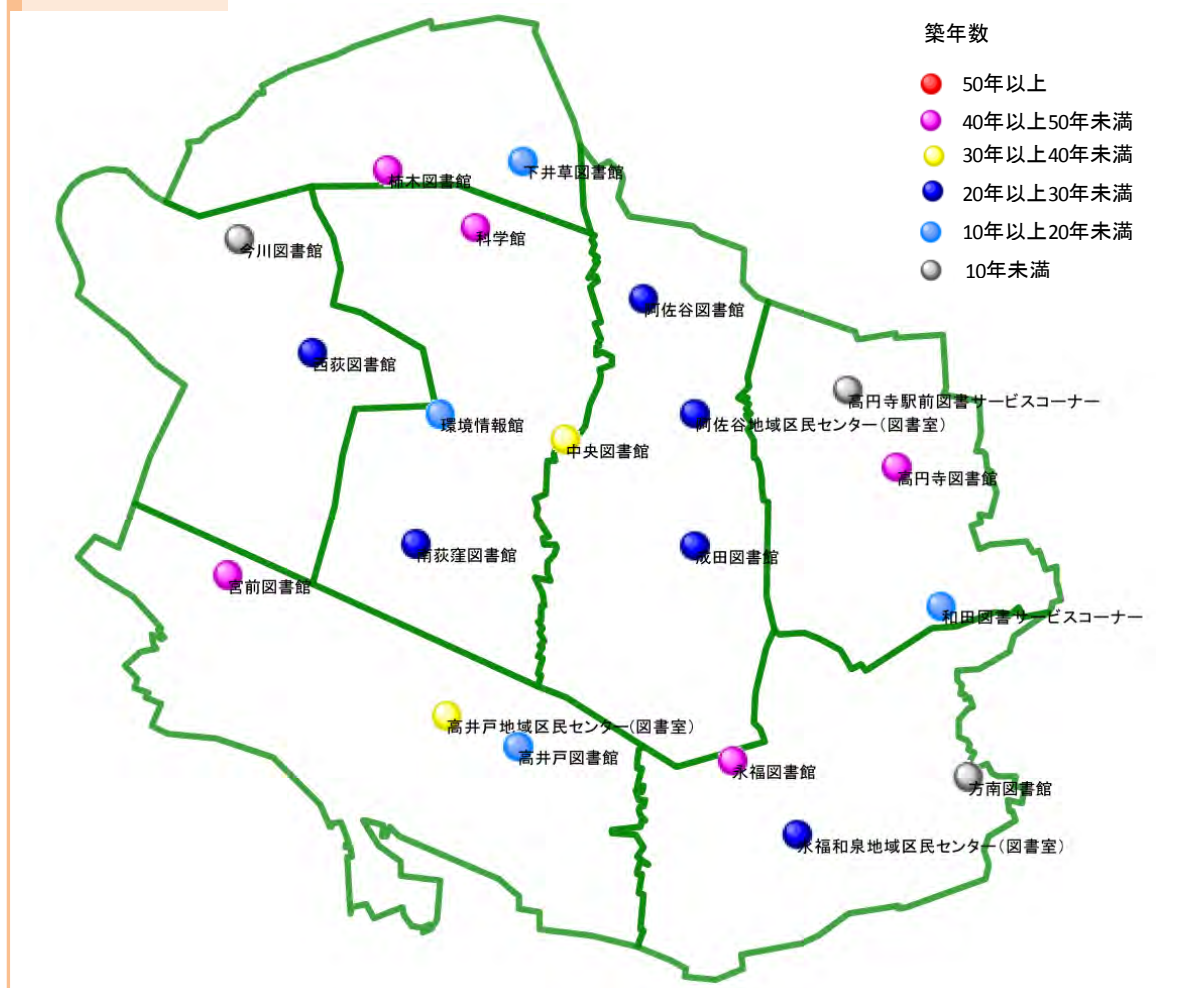
(7) 文化・教育施設等

施設の概要

	設置目的	施設数	平均規模
図書館*	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して区民の利用に供し、教養、調査研究等に資することを目的として設置	13	1,496 m ²
科学館	学校の科学教育の振興と充実、区民の科学的教養の向上を図ることを目的として設置	1	2,762 m ²
環境情報館	環境や省エネルギー、リサイクルなどに関する総合的な情報の収集・提供や講座・講習会の開催などの事業を行うことにより、区民一人ひとりの環境に配慮した行動を推進することを目的として設置	1	467 m ²

*中央図書館および地域図書館を指す。このほかに、図書館サービスを補完する施設として図書サービスコーナー（2 か所）を設置。また、類似施設として、地域区民センター内に図書室（3 か所）を設置。

施設の配置



課題と再編整備の方向性

（図書館等）

図書館は「7 地域 14 館（1 地域あたり 2 館）」構想に基づき整備してきましたが、高円寺地域の 2 館目の設置が課題となっています。

図書館 13 館のうち、永福・柿木・高円寺・宮前の 4 館が築 40 年以上経過しており、老朽化への対応が課題となっています。また、中央図書館は設備等の老朽化により改修工事が必要となっています。図書の蔵書数は増え続けており、今後、利用状況等を踏まえて蔵書の基準の見直しを行い、改築時には蔵書スペースを含めた施設規模を縮小する必要があります。

以上のことを踏まえ、これからの図書館は、他施設との複合化・多機能化による共有スペースの確保など、施設規模のスリム化を図るとともに、運営の効率化を図ります。

なお、地域区民センター内に設置された図書室については、地域図書館の整備に伴い利用者が減少しており、見直しが必要となっています。

（科学館）

科学館は築 40 年以上が経過し、施設設備の老朽化が進んでおり、バリアフリー化が課題となっています。ここ数年横ばい傾向にある利用者の 7～8 割が学校の移動教室（理科実験）による利用ですが、科学館の設備は老朽化が進む一方、学校の理科室の設備は整備されつつあることから、科学館で移動教室を行う必要性は薄れてきています。また、施設の魅力や科学への興味・関心を高めるという観点からは、設備や展示物が古くなっていることも課題となっています。そのため、学校教育部門と生涯学習部門の機能を分離したうえで、他施設へ機能を移転・充実を図り、現施設は廃止します。

（環境情報館）

環境情報館は、学習室の利用率は約 8 割ですが、そのうち環境活動を目的とした利用は約 3 割にとどまっています。就労支援センター等と福祉事務所の連携の強化を図るため、環境情報館はあんさんぶる荻窪から移転する必要があります。環境情報館は、これまでの利用実績や平成 29 年度中にリニューアル・オープンする杉並清掃工場が保有する環境学習機能を踏まえつつ、施設の移転先や果たすべき役割を検討し、環境政策の充実に向けた取組を進めます。

具体的な取組

（図書館等）

- 地域住民の利便性の向上を図るため、高円寺地域における図書館のあり方について検討します。
- 永福和泉区民事務所桜上水北分室の廃止（P41 参照）に伴い、同施設に図書サービスコーナーを新設し、周辺地域のサービス向上を図ります。また、高円寺駅前事務所の廃止（P41 参照）に伴い、高円寺駅前図書サービスコーナーについては、高円寺地域の図書館のあり方と合わせて検討することとし、当面サービスを継続します。
- 阿佐谷地域区民センター及び永福和泉地域区民センター内にある図書室は、利用者が減少しているため廃止し、阿佐谷は産業商工会館廃止に伴う集会機能を継続する場に、永福和泉は区民事務所の窓口サービスの拡充に伴う区民事務所の移転先として転用します。
- 中央図書館は、設備等の老朽化に伴い、長期修繕計画による改修・保全工事を行います。
- 永福・柿木・高円寺・宮前の4館については、今後の改築に向け、他施設との複合化・多機能化や施設のスリム化など、コンパクトな図書館づくりに向けた検討を進めます。
- 図書資料の利用状況等を踏まえ、蔵書規模の適正化を図り、省スペース化を推進します。

（科学館）

- 学校教育部門（児童・生徒のための事業）は済美教育センターへ移転し、理科室支援機能を集中させることで、科学館が担ってきた学校支援機能を充実します。理科の移動教室については、学校理科室の設備を充実し、職員が学校へ出向くことで、学校における理科教育の推進を図ります。生涯学習部門（区民のための事業）は、科学教育の充実にとどまらず、広く区民の生涯学習の推進に寄与できるよう、ICTやデジタル技術を活用した次世代型の事業展開を図ることを基本とし、近隣自治体との連携も視野に入れ、拠点等について多面的に検討したうえで実施します。
- 廃止後の跡地活用については、特別養護老人ホームの整備を視野に入れ検討します。

（環境情報館）

- 平成27年度当初に就労支援センター等の事業を一体的に開始するため、環境情報館は国との財産交換の時期にかかわらず平成26年内にあんさんぶる荻窪から移転します。
- 環境情報館は、現在、リサイクルひろば高井戸として利用しているビル（高井戸東三丁目）を移転先とし、区民による環境活動が推進される拠点施設とすることを基本として、リサイクルひろば高井戸が果たしてきた機能を包含しながら、旧杉並中継所の部分的な活用も含め施設機能を整理します。施設名称の変更も検討し、新たな施設として平成26年内にリニューアル・オープンします。

実施スケジュール

(図書館等)

具体的な取組		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
高円寺地域の図書館のあり方について検討		←→ 検討					
永福和泉区民事務所桜上水北分室の廃止に伴う、同施設への図書サービスコーナーの新設（★）			● 新設				1.5 （＊）
阿佐谷・永福和泉地域区民センター内図書室の廃止・転用（★永福和泉）	阿佐谷		廃止 ● 改修 ←	←→ 転用			7.2
	永福和泉	● 廃止 ← 改修	←→ 転用				
中央図書館の改修			←→ 設計	←→ 改修			
永福・柿木・高円寺・宮前図書館の改築に向けた検討				←→ 検討			
蔵書規模の適正化による省スペース化推進		←→ 検討・実施					

(*)P42 区民事務所の廃止の財政効果 10.4 億円に含む

(科学館)

具体的な取組		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
学校教育部門(児童・生徒のための事業)を済美教育センターへ移転(★)		←→ 試行	● 実施				
生涯学習部門(区民のための事業)の新たな事業展開の検討		←→ 検討					
科学館の廃止			● 廃止				
現施設移転後の跡地活用の検討		←→ 検討					

(環境情報館)

具体的な取組		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
あんさんぶる荻窪から高井戸東三丁目のビルへの移転を実施(★)		● 移転					

★H26 年度当初予算に計上

(8) 体育施設

施設の概要

施設種別	施設数	平均規模	平均利用率
体育館	6	2,893 m ²	97.6%
運動場	14	336 m ²	86.2%
プール	5 (屋内 3、屋外 2)	1,154 m ²	

(※)運動場の平均規模は体育用建物がある施設の平均値

施設の配置



課題と再編整備の方向性

体育施設は、地域体育館 6 館、運動場 14 所、プール 5 所（屋内 3、屋外 2）があり、ほとんどの施設が稼働率 90%以上となっています。地域体育館は、3 館（大宮前、妙正寺、永福）が築 40 年以上経過しており、このうち大宮前体育館については改築工事中であり、妙正寺体育館についても改築が計画化されていますが、残る永福体育館については、老朽化への対応が課題となっています。また、和田堀公園プールは築 50 年を迎え、更新の検討が必要です。

今後の施設整備については、区民の健康増進やスポーツ振興を図るため、区立施設の再編整備によって生み出された施設や用地の活用の可能性を検討するほか、東京五輪開催決定を踏まえ、運動施設の充実について東京都への要望を検討します。

具体的な取組

○現大宮前体育館移転後の跡地については、保育施設と高齢者施設の併設施設として活用します。

○永福体育館を旧永福南小学校体育館へ移転します。現永福体育館の跡地は区民福祉の向上に資するよう有効活用策を検討します。

○和田堀公園プールについては、現在地からの移転を視野に更新を検討します。

○区民の健康増進やスポーツ振興を図る観点から、区立施設の再編整備によって生み出された施設や用地の活用の可能性について検討します。

実施スケジュール

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
現大宮前体育館移転後の跡地を保育 と高齢者の併設施設へ転用（★） (1) 保育園・子供園 (2) 特別養護老人ホーム等再掲	解体・ 事業者 選定	設計 (事業者)	建設 (事業者)	開園 開設		10.2 (※1)
永福体育館を旧永福南小学校体育館 へ移転（跡地は有効活用策を検討） (3) 学校施設再掲	跡地活用検討	設計	改修	転用		15.1 (※2)
和田堀公園プールの移転・更新の検 討	検討					
スポーツ振興等の観点から再編後の 施設や用地活用の可能性を検討	検討					

★H26 年度当初予算に計上 (※1)P16、P19 を再掲 (※2)P22 を再掲

(9) 庁舎等

施設の概要

設置目的	施設数	平均規模
(本庁舎) 区の行政の拠点として行政サービスを総合的に提供	1	37,996 m ²
(区民事務所、分室、駅前事務所) 各種届出や証明書類の発行などの窓口として、本庁のほかに6か所の区民事務所・分室と4か所の駅前事務所を設置	10	160 m ²
(保健センター) 地域の保健活動の拠点として、身近な保健サービスを総合的に実施し、区民の健康の保持及び増進を図るため、地域保健法に基づき設置	5	930 m ²
(杉並清掃事務所) 杉並区が行う一般廃棄物の収集・運搬業務等の拠点として、杉並清掃事務所、同方南支所、同下井草分室、同高円寺車庫を設置	4	1,460 m ²
(産業商工会館) 杉並区における産業の振興発展を図る施設として設置	1	1,666 m ²
(あんさんぶる荻窪) 杉並福祉事務所、荻窪北児童館、消費者センター、環境情報館、社会福祉協議会等の複合施設として設置	1	6,980 m ²

施設の配置



課題と再編整備の方向性

（本庁舎）

区役所本庁舎の東棟は、昭和 38 年に竣工、昭和 45 年に 6・7 階を増築し、平成 5 年に耐震補強を行っています。東棟は築 50 年を経過し、設備も老朽化しており、今後、改築に向けた検討を行います。

（区民事務所、分室、駅前事務所）

区民事務所、分室、駅前事務所は、窓口の事務取扱件数が減少傾向にあり、平日夜間・土曜の窓口についても、利用率はいずれも低い状況にあります。また、証明書自動交付機の利用率は総じて高いものの、低利用の設置場所があることや運営経費の負担などの課題があります。このため、区民事務所等の配置のあり方とサービスを見直し、地域バランスの確保や区民サービスの向上を図ります。

（保健センター）

地域の保健活動拠点としての役割を踏まえ、（仮称）子どもセンターと複合化し、施設の効率的な活用とともに、母子保健との連携による子育て支援の充実を図ります。また、和泉保健センターは、バリアフリー基本構想の重点整備地区内にあるため、高齢者や障害者、妊産婦など誰もが利用できる施設づくりを進めるバリアフリー基本構想に則した整備を進めます。

（杉並清掃事務所）

築 47 年を経過し、老朽化と耐震性の課題があります。平成 12 年度に東京都から施設の移管を受けましたが、移管時の条件から 20 年間は他の用途で利用できない制約があります。平成 32 年度には、他の用途にも活用できるようになることから、早期に改築の計画に着手します。

（産業商工会館）

老朽化により耐震性が不足しており、バリアフリー化も図られていません。施設の構造上の理由から、簡易な工事での対応が難しいことから、利用者の安全性等を確保するため、現在の施設を廃止し、杉並第一小学校の改築に合わせて、阿佐谷地域区民センターとともに集会関連機能の集約を基本に移転・複合化を図ります。展示場の機能は、関連性のある杉並会館のレセプション機能と合わせて、引き続き幅広く区民の意見も聞きながら整備のあり方について検討します。（※）

（あんさんぶる荻窪）

特色ある特別養護老人ホームの整備を核とした区民福祉の向上を図るため、荻窪税務署等用地を対象に国との財産交換の協議を行います。国との協議の動向等を踏まえ、あんさんぶる荻窪内の施設の移転について、具体的な検討を進めます。

※P21、P31 を再掲

具体的な取組

（本庁舎）

- 中長期修繕計画に基づき、計画的な保全を進めるとともに、阿佐谷地域のまちづくりを視野に、東棟の改築に向けた検討を着実に進めていきます。

（区民事務所、分室、駅前事務所）

- 現在の自動交付機に比べ、より安価な経費で設置場所や利用時間が大幅に拡大する証明書類のコンビニ交付システムを導入し、区民の利便性の向上を図ります。
- コンビニ交付システムの導入によるサービス拡充に合わせて、区民サービス窓口のあり方を見直し、7地域に1か所ずつ配置することを基本に阿佐谷、宮前、桜上水北、高円寺駅前の4事務所を平成26年末に廃止します（阿佐谷区民事務所はゆうゆう阿佐谷館代替施設に転用、桜上水北分室は図書サービスコーナーに転用、宮前分室は福祉系施設への転用を視野に活用策を検討）。また、区民の利便性の向上を図るため、すべての窓口で取扱事務及び開設時間を原則として同一にし、土曜日は月2回、平日夜間（本庁を除く）は週1回開設することとします。名称も「区民事務所」に統一します。

（保健センター）

- 平成27年度の子ども・子育て支援新制度の本格施行に合わせて、5か所の保健センター内に（仮称）子どもセンターを整備し、母子保健との連携を図りつつ、子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業を開始します。
- 和泉保健センターは、バリアフリー化のための改築を行うこととし、その際、一時預かり保育事業など（仮称）子どもセンターの機能拡充を図ります。

（杉並清掃事務所）

- 改築に合わせて方南支所、下井草分室を移転集約し、敷地の有効（高度）利用を図ります。現在の施設は平成28年以降に閉鎖し、改築が完了するまでは方南支所、下井草分室、高円寺車庫に機能を分散配置します。
- 清掃事務所方南支所の移転に合わせて、障害者（児）施設への転用を検討します。

（産業商工会館）

- 杉並第一小学校の改築に合わせて、阿佐谷地域区民センターとともに集会関連機能を集約することを基本に移転・複合化を図ります。ただし、展示場の機能は、関連性のある杉並会館のレセプション機能と合わせて、引き続き区民の意見も聞きながら整備のあり方について検討します。
- 現在の施設は平成26年度末に廃止します。杉並第一小学校への移転までの間の集会や展示等の機能については、阿佐谷地域区民センターなどを活用して継続します。また、産業商工会館廃止後の跡地に地域団体等が利用できる暫定的な集会施設を設置し、複合施設ができるまでの間、活用します。
- 併設のゆうゆう阿佐谷館は、平成27年度から阿佐谷区民事務所及び阿佐谷区民事務所会議室に移転し、地域コミュニティ施設への移行に向けたモデル的な取組を進めます。
- 産業商工会館内にある就労支援センター事業は、国が進める生活困窮者対策の見直しとそれに伴う包括的な総合相談体制の構築を視野に、あんさんぶる荻窪へ移転し、福祉事務所との連携を強化します。同じく勤労福祉会館で実施している就労準備訓練業務等も、就労支援センター事業との連携を図るため、同センター事業の移転に合わせて、あんさんぶる荻窪で実施します。

（あんさんぶる荻窪）

- 早期に国と荻窪税務署等用地との交換の協議をまとめ、大規模な特別養護老人ホームを整備するとともに、通常より規模の大きいショートステイを併設して

在宅介護の支援を充実するほか、訪問診療・看護のサービスや在宅医療相談などの在宅療養を支える在宅医療連携拠点の整備を図ります。また、判断能力が不十分な方の権利擁護や高齢者の消費者被害の相談機能も集約することで、区内全域の地域包括のバックアップ機能の拠点とします。

- 現在あんさんぶる荻窪内にある施設のうち、荻窪北児童館の機能・役割は、基本的に桃井第二小学校及び杉並保健所内に必要なスペース等を確保・整備して、継承・充実を図ります。合わせて、桃井第二小学校内には、近隣の保育園児等が利用できる小規模な遊び場や地域住民の集会・交流スペースも整備します。
- 荻窪南第二自転車駐車場及び地域の防災倉庫については、存続することを基本的に国との協議を進めます。
- その他の施設（平成 26 年以内に高井戸東三丁目のビルへ移転する環境情報館を除く）については、荻窪税務署等用地に移転し、生活相談などのサービスを総合的に提供し、就労・自立支援の拠点とします。
- さらに、用地の規模を活かし、集会スペースを設けるとともに、当面、保育施設の整備を視野に、その時々福祉ニーズ等に柔軟に対応できるスペースの確保に努め、区民福祉の向上を図ります。

実施スケジュール

（本庁舎）

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
東棟改築の検討			←	検討		

（区民事務所、分室、駅前事務所）

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
証明書類のコンビニ交付を実施（★）	● 実施					
4事務所の廃止と平日夜間・土曜窓口開設時間の見直し（★）	● 廃止 見直し					10.4
高井戸駅前事務所宮前分室跡地は福祉系施設への転用を視野に活用策を検討	↔ 検討					2.1 (※1)
永福和泉区民事務所桜上水北分室跡地を図書サービスコーナーへ転用（★） (7) 文化・教育施設等再掲		● 転用				1.5 (※2)
阿佐谷区民事務所・同会議室をゆうゆう阿佐谷館に転用（★） (5) ゆうゆう館再掲 (6) 集会施設再掲		● 転用				7.7 (※3)

★ H26 年度当初予算に計上

(※1) 区民事務所の廃止による財政効果 10.4 億円に含む

(※2) P36 を再掲

(※3) P29、P32 を再掲

（保健センター）

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
保健センター（5所）に（仮称）子どもセンターを設置（4）児童館・学童クラブ再掲		設置（5所）				
和泉保健センターの改築	調査	基本計画	設計	設計 建設	建設	

（杉並清掃事務所等）

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
清掃事務所の改築 (方南支所、下井草分室の移転・集約)		基本計画	設計	設計	建設 (2か年)	
清掃事務所方南支所の移転後の跡地を障害者施設への転用を検討					検討	

（産業商工会館）

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
杉並第一小学校の改築に合わせ、集会関連機能の集約を基本に移転・複合化 (3) 学校施設、(6) 集会施設再掲	検討	調査	設計	設計	建設	
展示場機能と杉並会館のレセプション機能の整備のあり方検討	検討					
現在の施設を廃止し、集会室等の機能は阿佐谷地域区民センター等を活用(廃止後の跡地に地域団体等が利用できる暫定的な集会施設を設置)(6) 集会施設再掲	廃止	解体	建設	阿佐谷地域区民センター等を活用	暫定集会施設の運営	
ゆうゆう阿佐谷館を阿佐谷区民事務所・同会議室に移転(★) (5) ゆうゆう館再掲、(6) 集会施設再掲、 (9) 庁舎等(区民事務所、分室、駅前事務所)再掲		移転 (阿佐谷区民事務所・阿佐谷会議室)				7.7 (*)
就労支援センター事業をあんさんぶる荻窪へ移転(★)		移転				

★ H26 年度当初予算に計上 (*)P29、P32、P42 を再掲

(あんさんぶる荻窪)

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
環境情報館をあんさんぶる荻窪から高井戸東三丁目のビルへ移転(★) (7) 文化・教育施設等再掲	● 移転					
就労支援センター事業をあんさんぶる荻窪へ移転(★) (9) 庁舎等(産業商工会館)再掲	● 移転					
荻窪税務署等用地とあんさんぶる荻窪との交換についての国との協議 あんさんぶる荻窪内の施設の移転 〔 ・ 環境情報館、荻窪北児童館以外の施設は、荻窪税務署等用地に移転 ・ 荻窪北児童館の機能・役割は、基本的に桃井第二小学校、杉並保健所内へ移転 〕 現・荻窪税務署等用地の活用による特色ある特別養護老人ホーム等の整備 (2) 特別養護老人ホーム等 再掲	← 検討・実施 →					

★ H26 年度当初予算に計上

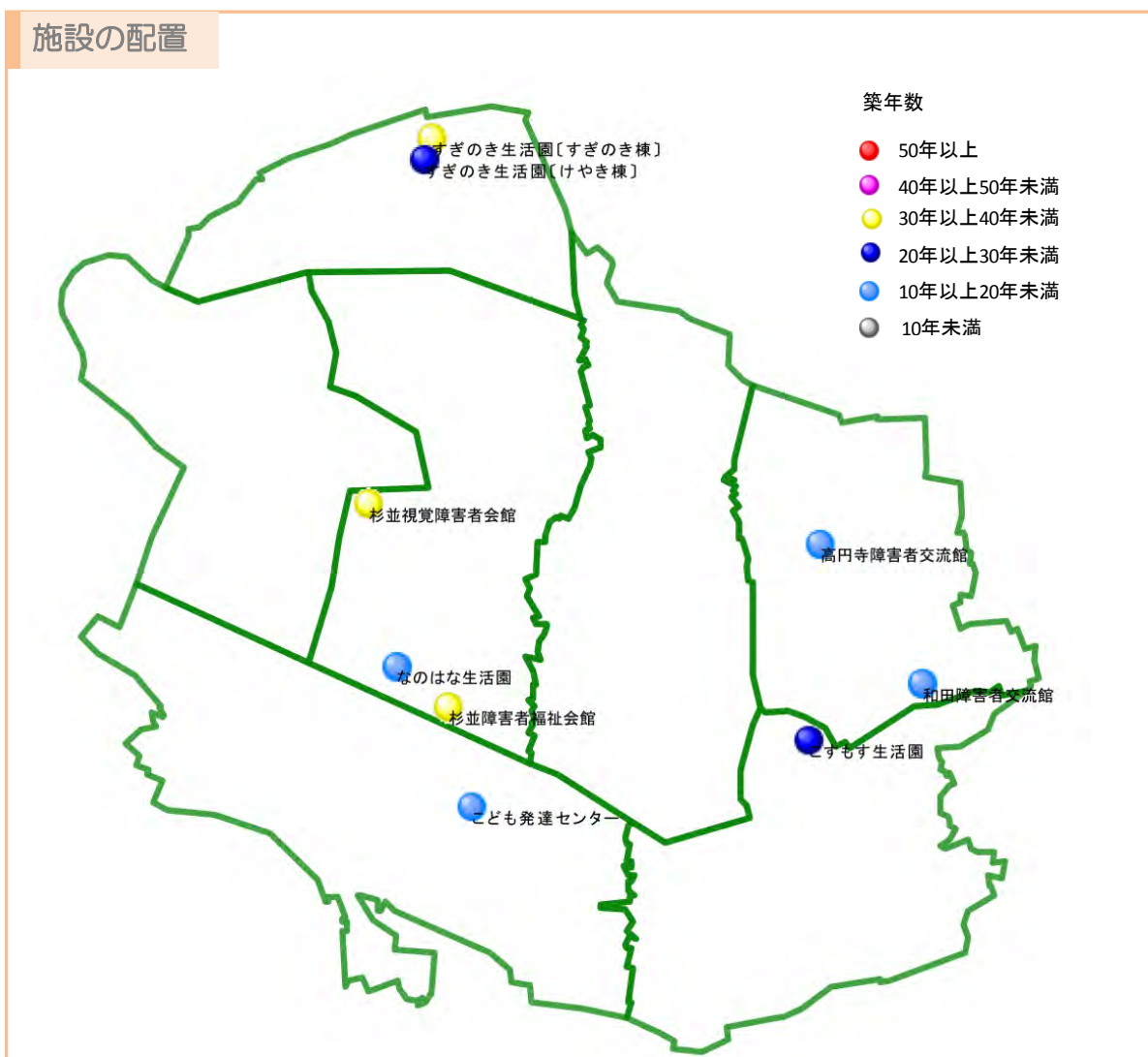


(10) 障害者（児）施設

施設の概要

設置目的	
(障害者（児）通所施設) 障害者総合支援法に基づく身体障害者・知的障害者の生活介護・自立訓練等や心身に障害のある児童の自立のために必要な相談・指導及び訓練の実施を目的として設置	
(障害者福祉会館等) 障害者福祉の増進を目的として設置	
	施設数
通所施設等	4
障害者福祉会館等	4

施設の配置



課題と再編整備の方向性

通所施設については定員を超える通所希望があること、また将来的な需要の増加や障害者関係の法律改正の趣旨などを踏まえ、障害者（児）が地域で安心して生活できるための施設等を引き続き整備していく必要があります。

こうした需要増等に対応するため、今後の障害者（児）施設の整備については、民間事業者を中心として推進してまいります。区立施設の再編整備によって生み出された施設や区有地を活用し、民間事業者に対して整備用地の確保などの支援を図ってまいります。

具体的な取組

○あすなろ作業所（方南一丁目）の2階スペースを活用することにより、重度知的障害者の通所先を確保するとともに、施設の充実を図ります。

○杉並清掃事務所方南支所の移転に合わせて、その跡地の障害者施設への転用を検討します。

○区立施設の再編整備によって新たに生み出された施設や用地を活用し、障害者（児）の地域生活を支援する施設やグループホーム等の整備を推進します。

実施スケジュール

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
杉並区シルバー人材センター方南分室スペースを活用した重度知的障害者通所施設の整備（※シルバー分室は高齢者活動支援センターに移転）	転用 ●					
清掃事務所方南支所の移転に合わせて障害者施設への転用を検討 (9) 庁舎等（清掃事務所等）再掲					検討	
区立施設の再編整備によって生じた施設・用地の活用			検討			

(11) 公共住宅

施設の概要

設置目的	施設規模
(区営住宅) 住宅に困窮している低所得の区民を入居対象として設置	31 団地 (850 戸)
(高齢者住宅 (みどりの里)) 住宅に困窮している低所得の区民のうち、65 歳以上の方を入居対象として設置	15 団地 (363 戸)
(高齢者住宅 (サービス付き)) 住宅に困窮している中堅所得以下の区民のうち、60 歳以上の方を入居対象とし、介護が必要になっても住み続けられる住宅として設置	1 団地 (11 戸)
(区民住宅 (ベル・サラン)) 一定の所得基準の範囲内にある中堅所得世帯で、18 歳未満の子どもが一人以上いる子育て世帯の区民を入居対象に設置	5 団地 (59 戸)

施設の配置



課題と再編整備の方向性

公共住宅は、区立施設の中で学校施設に次ぐ規模を占めており、改築改修経費や維持管理経費の負担軽減等が課題となっています。

区営住宅は、比較的築年数の浅いものが多い状況ですが、今後は、老朽化に対応した計画的な維持補修や改修等による長寿命化を図り、更新コストの削減と財政負担の平準化を行っていきます。また、将来の更新時期を見据え、民間の住宅ストックの活用や建替時における他施設との併設等、効率的・効果的な施設整備のあり方を検討していきます。

高齢者住宅（みどりの里）は、需要が高い状況が続いていますが、16 棟のうち 14 棟が民間借り上げ施設であり、賃借料等のコストが多大となっています。今後は、民間事業者等と連携し、区内の空き家等を活用した高齢者の住まいの確保や区営住宅の活用について検討を進めていきます。

区民住宅（ベル・サラン）は、区内の民間賃貸住宅が同程度の家賃で供給されていることから、段階的に廃止します。

具体的な取組

- 民間住宅ストックを活用した区営住宅等の施設整備のあり方を検討します。
- 駐車場の地域住民への貸し出しなど区営住宅施設の有効活用を図ります。
- 区営住宅の計画的な維持補修等により長寿命化を図ります。
- 20 年間の開設期間が終了する区民住宅（5 団地）を順次廃止し、区が所有する 6 戸は売却します。

実施スケジュール

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
民間住宅ストックを活用した区営住宅等の施設整備のあり方検討	検討					
駐車場の貸し出しなど区営住宅施設の有効活用			実施			1.2
区営住宅の計画的な維持補修等による長寿命化			実施			
区民住宅（5 団地）の順次廃止と区所有の 6 戸売却	2 団地 廃止		2 団地 廃止 6 戸売却	1 団地 廃止		13.6

(12) 自転車駐車場・集積所

施設の概要

設置目的		
駅周辺への自転車の放置防止と、交通や防災上の安全性や都市美観の向上など良好な生活環境を確保することを目的に設置		
	施設数	平均利用（稼働）率
自転車駐車場	41	79.0%
自転車集積所	6	44.5%

施設の配置



課題と再編整備の方向性

有料自転車駐車場の平均利用率は、平成 24 年度は 79.0%と高い利用状況ですが、一部の施設では 40%以下と低いところがあるため、施設の統廃合や複合化を行います。また、不足する自動二輪車置き場の設置を検討し、整備を図ります。

撤去した自転車の集積所は、放置自転車台数の減少に伴い平成 24 年度までに 9 か所から現在 6 か所に統廃合しました。今後も、撤去台数や放置台数の動向に応じた規模の適正化を図っていきます。

具体的な取組

- 民間自転車駐車場の整備予定がある下井草駅周辺の利用率の低い自転車駐車場の統廃合を実施します。
- 原動機付自転車置き場のある自転車駐車場に自動二輪車置き場の設置を検討し、整備を図ります。
- 宮前自転車集積所及び上井草四丁目自転車集積所について、放置自転車の台数や撤去台数等の減少に応じて規模の適正化を実施します。

実施スケジュール

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
下井草駅周辺の利用率の低い自転車駐車場の統廃合や運営の効率化等を実施	検討	実施				0.4
下井草南自転車駐車場・浜田山南自転車駐車場・久我山南自転車駐車場に自動二輪車置き場の設置を検討実施	検討	実施				
宮前自転車集積所及び上井草四丁目自転車集積所の規模の適正化	検討	実施				

(13) 児童遊園・遊び場

施設の概要

設置目的		
子どもの健全な発育や多様な余暇活動、健康増進活動の場を提供するとともに、都市における貴重な緑化スペース、防災時のオープンスペースとして設置		
	設置数	総面積
児童遊園	51	約 25,880 m ²
遊び場	15	約 134,192 m ²

施設の配置



課題と再編整備の方向性

既存保育施設の隣地にある児童遊園等や保育需要の高い地域にある児童遊園等の中で、利用状況や施設の老朽化等を勘案して、可能な施設について保育施設への活用を図ります。

児童遊園・遊び場のあり方を見直し、現状の利用実態や地域のニーズ等を把握したうえで、区民ニーズに対応した多世代が利用できる公園づくりを進めます。

具体的な取組

○遊び場 79 番（高円寺南 1 丁目）を保育施設整備の仮園舎用地として活用します。なお、活用する期間は近隣の公園で防災拠点機能を代替するとともに、仮設園舎解体後は遊び場（防災拠点）として復旧します。

○児童遊園・遊び場の実態調査を行ったうえで、これまでの配置状況や機能を見直し、児童遊園等の再編整備・集約や、区立施設との一体整備、施設の改修等を実施し、区民ニーズに対応した多世代が利用できる公園の整備を進めます。

実施スケジュール

具体的な取組	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
遊び場 79 番（高円寺南一丁目）を保育施設整備に活用 (1) 保育園・子供園再掲			← 仮園舎設計・建設 →	← 仮園舎活用 →	← 解体・遊び場復旧 →	
		← 調査・設計 →		← 解体・建設 →	← 開園 →	
			(高円寺東保育園の改築)			
多世代が利用できる公園づくりの検討・実施	← 調査検討 →		← 実施 →			
下高井戸四丁目用地の公園整備 (1) 保育園・子供園再掲			(下高井戸保育園・下高井戸子供園仮園舎活用)			
		← 仮園舎活用 →		← 解体 →		
					← 公園整備 →	0.7 (*)

(*) P16 を再掲

(14) 民営化宿泊施設

施設の概要

設置目的					
民営化（※）により、施設周辺の観光資源等を活かしながら、区民に良質な保養の機会及び魅力あるサービスを提供する施設として設置					
	竣工年月日	所在地	延床面積	客室稼働率 (24 年度)	区民利用割合 (24 年度)
湯の里「杉菜」	S59.3	神奈川県 湯河原町	3,427.81 m ²	97.10%	52.02%
コニファーいわびつ	H6.5	群馬県 東吾妻町	6,964.69 m ²	45.80%	39.84%
富士学園	H2.12	山梨県 忍野村	3,811.87 m ²	41.20%	36.15%
弓ヶ浜クラブ	S55.3	静岡県 南伊豆町	3,976.94 m ²	41.66%	66.29%

※区が民間事業者に施設を無償で貸与し、民間のノウハウや創意工夫を活かした特色あるサービスを提供。

課題と再編整備の方向性

区民利用者数が減少傾向にあり、施設設置目的の観点から課題となっています。また、各施設とも経営改善に努めているものの、民間事業者との競合、移動教室の優先利用等の要因も影響し、湯の里「杉菜」を除いた施設では必ずしも毎年の利益が計上できていない状況にあります。加えて、各施設とも老朽化が進んでおり、今後の維持管理経費の増大が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、4施設の中では比較的有利な条件で売却が見込める湯の里「杉菜」は売却し、他の3施設については、当面、現行の事業方式による運営を継続し、さらなる経営改善とサービスの向上を運営事業者に求めていくこととします。

具体的な取組

- 湯の里「杉菜」については、平成 25 年度末をもって施設を廃止することとし、当面、宿泊施設としての運営を継続することを前提に協定を締結のうえ、民間へ売却します。
- 「杉菜」以外の 3 施設については、今後の大規模修繕の時期や施設の経営状況等を踏まえて、区の保有の適否について検討します。

実施スケジュール

具体的な取組		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	財政 効果 (億円)
湯の里「杉菜」の売却		● 協定締結 (廃止・売却)					
経営改善と保有 の適否の検討	コニファーいわびつ	← 経営改善 (事業者) →					
	富士学園 弓ヶ浜クラブ		← 検討 →				



資料編

目次

1. 区立施設の現状と維持・更新経費等の将来推計・・・57

- (1) 主な区立施設一覧(施設区分ごとの数、設置基準、延床面積)
- (2) 建築後 50 年を迎える施設
- (3) 今後 30 年間の改築・改修経費の推計
- (4) 第一次実施プランにおける財政効果
- (5) 仮に延床面積を 10%削減した場合の財政効果の試算

2. 今後の人口動態推計と財政予測・・・・・・・・・・61

- (1) 総人口及び年齢別人口割合の推移
- (2) 今後 30 年間の財政収支の傾向分析

3. 施設の利用状況の変化・・・・・・・・・・63

- (1) 高齢者人口とゆうゆう館利用者の推移
- (2) 児童館利用者及び学童クラブ登録者の推移
- (3) 集会施設の利用率の推移
- (4) 就学前人口と保育需要及び保育定員の推移

1. 区立施設の現状と維持・更新経費等の将来推計

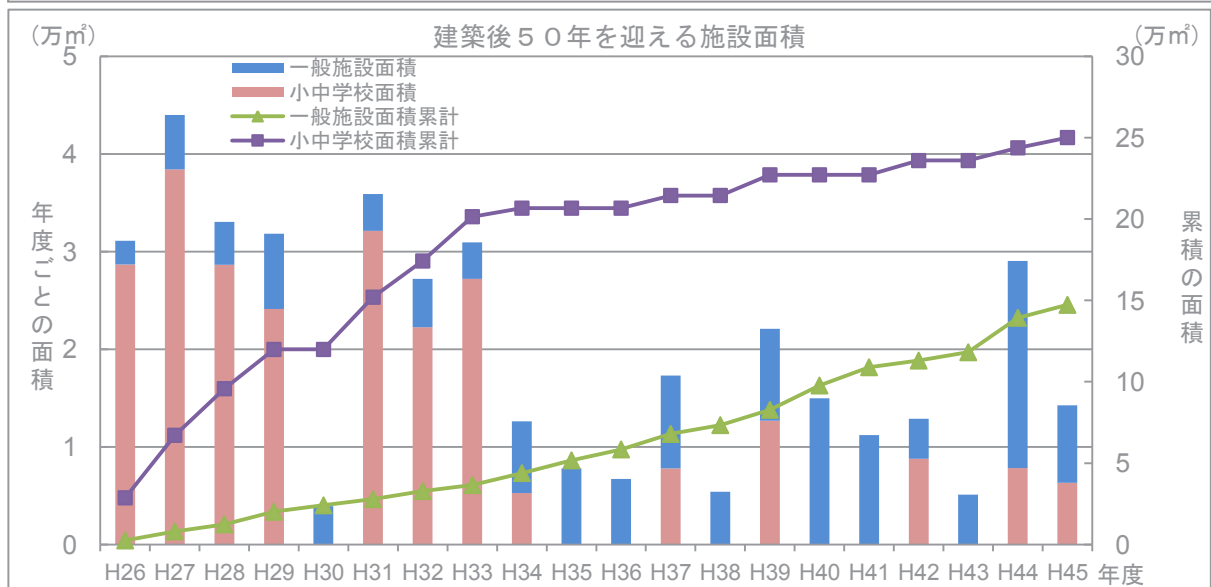
(1) 主な区立施設一覧

名 称	設置基準(※1)	施設数(※2)	延床面積(㎡)
保育園	近隣	44	27,749
子供園	近隣	6	3,940
児童館	近隣	42	27,614
学童クラブ(単独施設)	近隣	11	1,423
ゆうゆう館	近隣	32	7,861
地域区民センター	地域	7	25,558
区民集会所	地域	10	4,610
区民事務所会議室	地域	18	6,293
区民会館	地域	4	2,583
小学校	近隣	42	249,244
中学校	近隣	23	163,991
図書館	地域	13	19,453
運動場	地域	14	1,009
体育館	地域	6	17,360
区営住宅	広域	31	61,073
高齢者住宅	広域	16	16,725
区民住宅	広域	5	4,506
自転車駐車場	広域	41	13,718

※1 設置基準：○広域的施設＝区全域を単位として必要数を算定し整備するもの。
○地域的施設＝地域(杉並区に7設定されている)を一つの単位として、地域ごとに必要数を算定し、整備するもの。
○近隣施設＝地区(杉並区に46設定されている)を一つの単位として、地区ごとに必要数を算定し、整備するもの。
※2 施設数：平成26年3月31日時点の施設数。ただし、区民事務所会議室・小学校・中学校は平成25年4月1日時点の施設数。また、区営住宅・高齢者住宅・区民住宅は団地数。

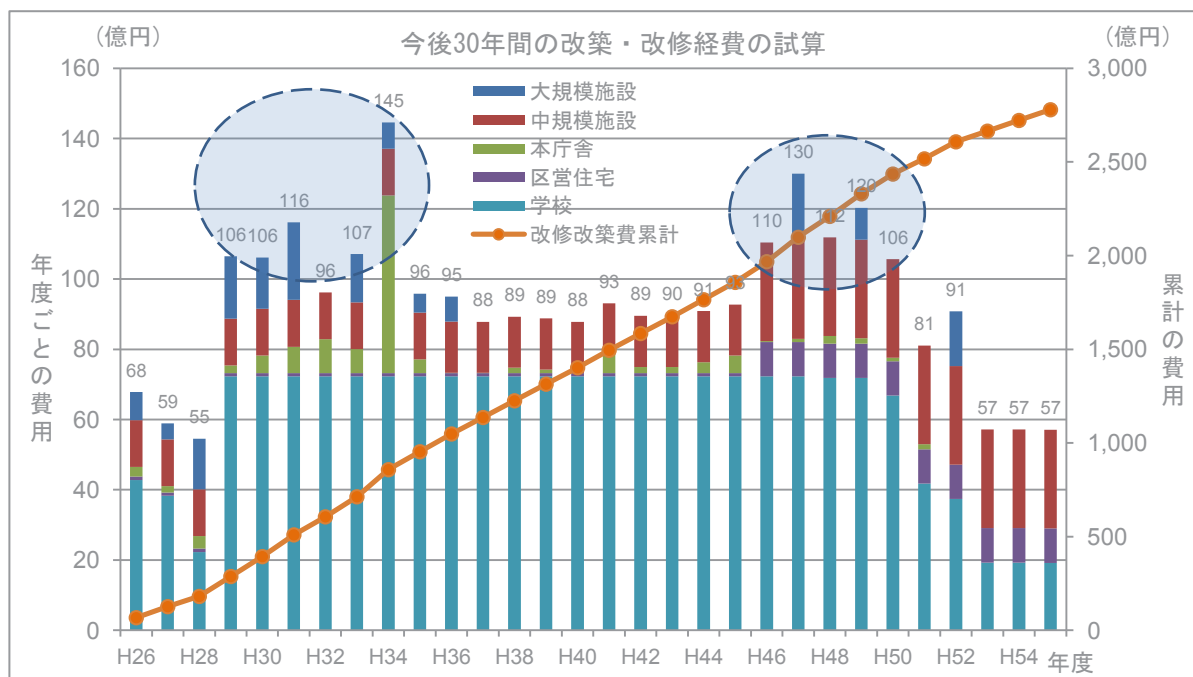
(2) 建築後50年を迎える施設

平成33年度までに多くの施設が築50年を迎えます。今後の20年間の累計は、一般施設では約15万㎡、小中学校では約25万㎡が築50年を迎えます。



(3) 今後 30 年間の改築・改修経費の推計

区立施設が一斉に更新時期を迎える中で、仮に、現在ある区の全施設を廃止せず、現在の規模で存続すると仮定した場合、今後 30 年間に必要となる改築・改修経費は、約 2,779 億円（年間約 93 億円）と推計されます。（平成 26 年 4 月 1 日現在）



○改築・改修経費の施設別内訳（平成 26～55 年度 30 年間）

期間	平成 26～35 年度	平成 36～45 年度	平成 46～55 年度	合計
本庁舎	94 億 6,000 万円	20 億 5,000 万円	5 億 4,000 万円	120 億 5,000 万円
大規模施設	108 億円	7 億 1,000 万円	43 億 6,200 万円	158 億 7,200 万円
中規模施設	133 億 1,400 万円	145 億 2,700 万円	280 億 8,400 万円	559 億 2,500 万円
区営住宅	9 億 4,000 万円	9 億 4,000 万円	97 億 6,500 万円	116 億 4,500 万円
小中学校	609 億 5,000 万円	723 億円	492 億円	1,824 億 5,000 万円
計	954 億 6,400 万円	905 億 2,700 万円	919 億 5,100 万円	2,779 億 4,200 万円

(4) 第一次実施プランにおける財政効果

第一次実施プラン（平成 26～30 年度）の取組による、施設の廃止等に伴う改築・改修経費と施設維持費の軽減、用地の売却・貸付等により、今後 30 年間の推計で、約 137 億円の財政効果があります。

〔財政効果の計算方法〕

1. 施設の廃止による効果

廃止する施設について、仮に跡地を売却した場合の売却益、及び、廃止に伴い不要となる改築費、改修費、施設維持費。

取 組	用地の 売却益	施設費用の削減			合計※2
		改築費用 の削減	改修費用 の削減※1	維持費の 削減※1	
・ 和田堀会館の廃止 ・ 永福体育館の移転 ・ 統合後の新泉小学校跡地の有効活用 ・ 区民住宅（区所有 6 戸）の廃止	39.4 億円	3.9 億円	1.1 億円	1.7 億円	46.2 億円

2. 施設を他用途に転用することによる効果

施設の転用により不要となる新たな施設の整備費等（転用しない場合に必要となる用地取得費を含む）。

取 組	用地取得 費の削減	施設費用の削減			合計※2
		建設費用 の削減	改修費用 の削減※1	維持費の 削減※1	
・ 旧永福南小学校の既存校舎を特別養護老人ホームに転用 ・ 現大宮前体育館跡地の活用による認知症高齢者グループホーム等の整備 ・ 学童クラブ・小学生の放課後等居場所事業の高井戸第三小学校内での実施 ・ 阿佐谷区民事務所会議室の廃止・転用 ・ 阿佐谷・永福和泉地域区民センター内図書室の廃止・転用 ・ 区民事務所等の廃止・転用（高円寺駅前事務所を除く）	59.1 億円	6.0 億円	1.5 億円	3.5 億円	70.0 億円

3. 民間等からの借上施設等の廃止による効果

施設等の廃止に伴い不要又は減額となる賃料等の額（※1）。

取 組	合計
・ 高円寺駅前事務所の廃止 ・ 区民住宅（5 団地）の廃止 ・ 下井草駅周辺の利用率の低い自転車駐車場の統廃合等	15.7 億円

4. 施設の貸付による効果

貸付により得られる賃料収入の額（※1）。

取 組	合計
・ 区営住宅の駐車場の貸出	1.2 億円

5. 保育園の仮設園舎の有効活用による効果

国有地等を活用し仮設園舎を複数の保育園の建替に活用することにより不要となる仮設園舎の整備費用。

取 組	合計
・ 成田東四丁目用地、下高井戸四丁目用地、梅里二丁目用地の活用、阿佐谷北三丁目用地の活用	3.7 億円

※1 平成 55 年度までの累計額。※2 端数処理を行っているため内訳の合計と一致しない。

(5) 仮に延床面積を10%削減した場合の財政効果の試算

仮に今後30年間に区立施設の全体の面積を10%（約84,000㎡）削減した場合、約900億円の財政効果があると試算されます。

〔財政効果の試算方法〕

（1）改築費用の削減

・ 区立施設面積10% × 32万円/㎡^(※1) = 約269億円・・・(①)

（2）改修費用の削減

・ 区立施設面積10% × 3,400円/㎡・年^(※2) × 15年^(※3) = 約43億円・・・(②)

（3）施設維持費の削減

・ 区立施設面積10% × 7,300円/㎡・年^(※4) × 15年 = 約92億円・・・(③)

（4）余剰用地の売却

・ 区立施設面積10% × 1.4^(※5) × 42万円/㎡^(※6) = 約494億円・・・(④)

①+②+③+④ ÷ 約900億円

※1 区立施設の標準的な改築単価

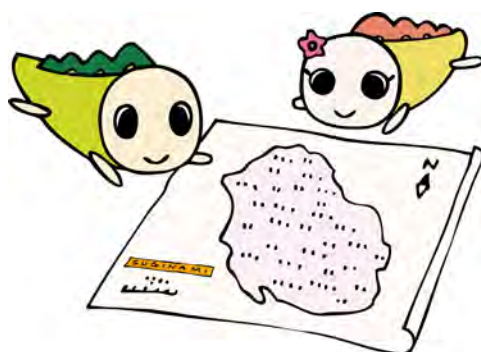
※2 区立施設の標準的な改修単価

※3 再編を実施してから平成55年度までの期間として15年間を想定

※4 区立施設の標準的な維持費（光熱費、修繕費、清掃費等）の単価

※5 区立施設の標準的な施設面積に対する敷地面積の割合

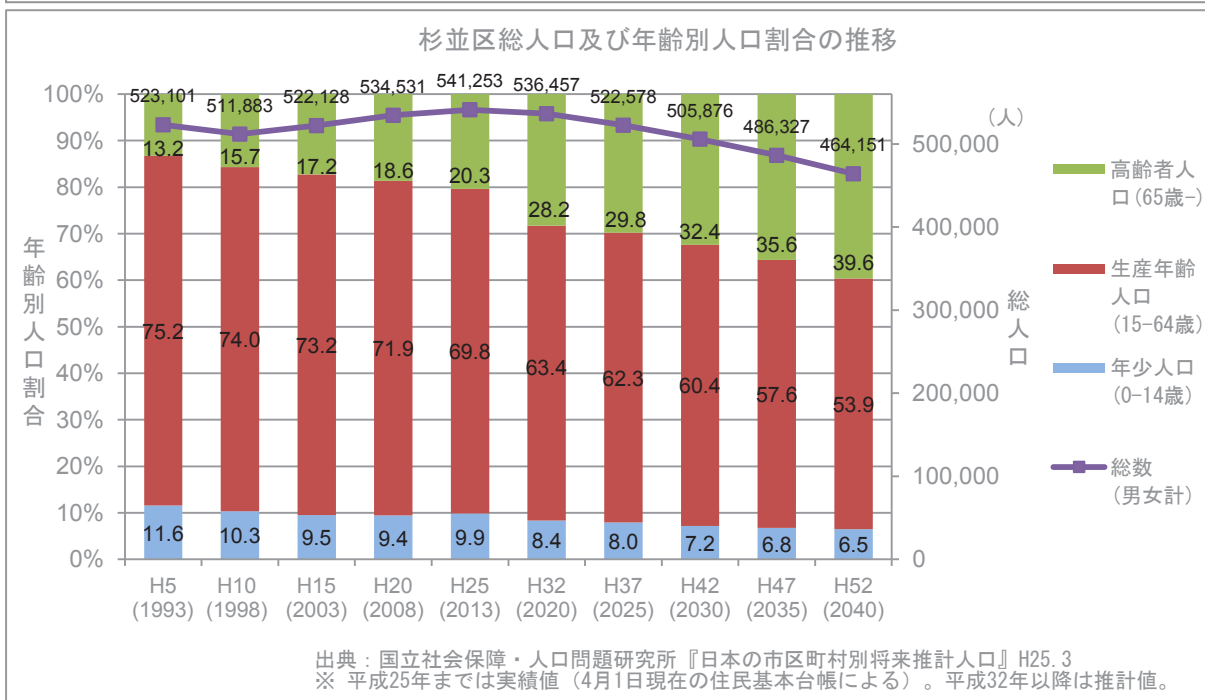
※6 杉並区の公示価格の標準



2. 今後の人口動態推計と財政予測

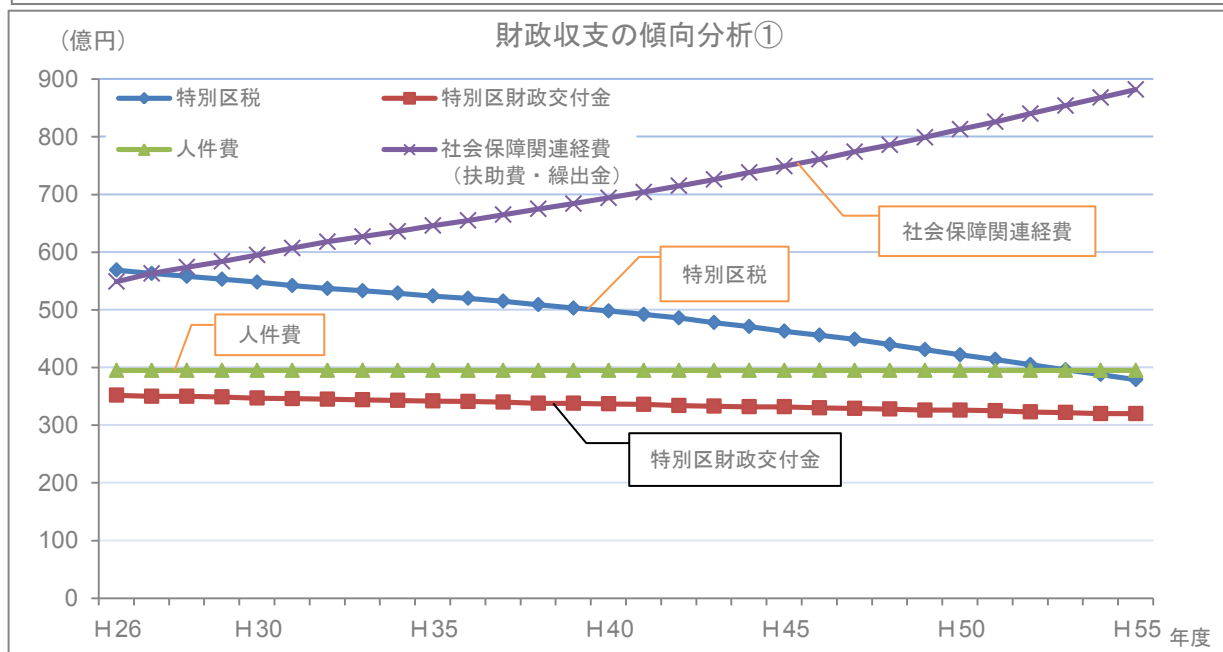
(1) 総人口及び年齢別人口割合の推移

区の総人口は、約30年後(2040年)には現在の541,253人から464,151人(77,102人減)に減少します。また、人口全体に占める各世代の割合(年齢別人口割合)では、高齢者人口(65歳以上人口)が、現在の20.3%から39.6%に増加します。一方、年少人口(0-14歳人口)、生産年齢人口はそれぞれ9.9%→6.5%、69.8%→53.9%に減少します。



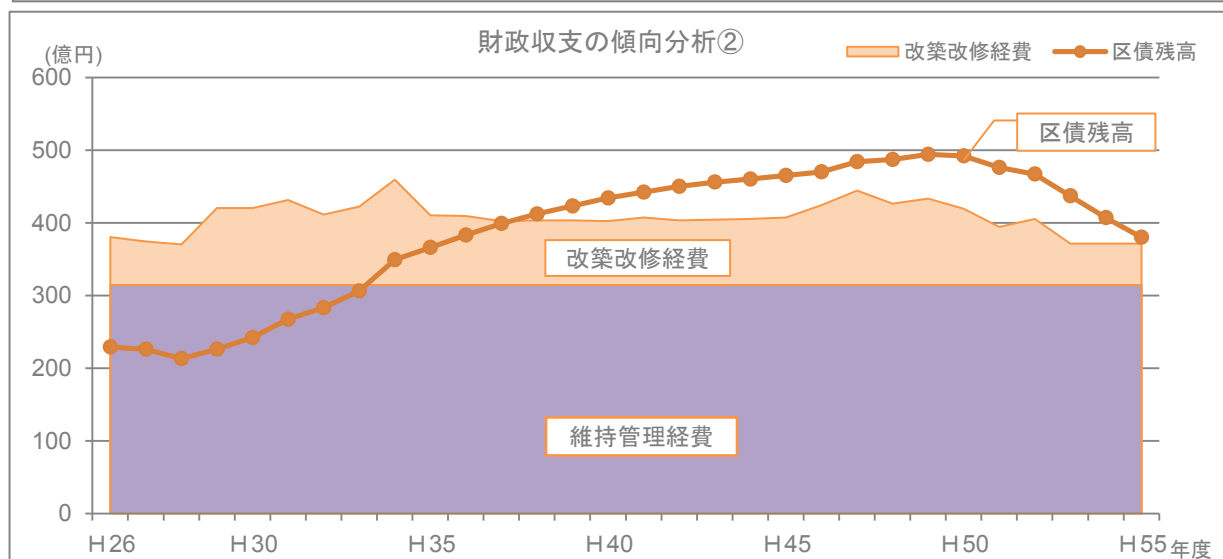
(2) 今後30年間の財政収支の傾向分析

歳入では、特別区税は30年間で、約190億円の減、また特別区財政交付金については、約32億円の減と見込まれます。一方、歳出では、社会保障関連経費が30年間で約333億円の増加が見込まれます。



- ・特別区税、特別区財政交付金、社会保障関連経費（扶助費に、一般会計から国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計への繰出金を加えたもの）については、25年度当初予算額を基に、人口推計に基づき各年度の金額を試算し計上しています。なお、経済成長による増減は見込んでいません。
- ・人件費については、行財政改革の取組によって減少が見込まれますが、25年度当初予算額の同額を、各年度に計上しています。

現在の施設をそのまま維持した場合、維持管理経費と改築改修経費を合わせると、毎年度、約400億円の支出が、今後30年間にわたって続くことが見込まれます。また、改築改修経費を賄うために発行する区債の残高も増え、ピーク時には500億円に達する水準となります。

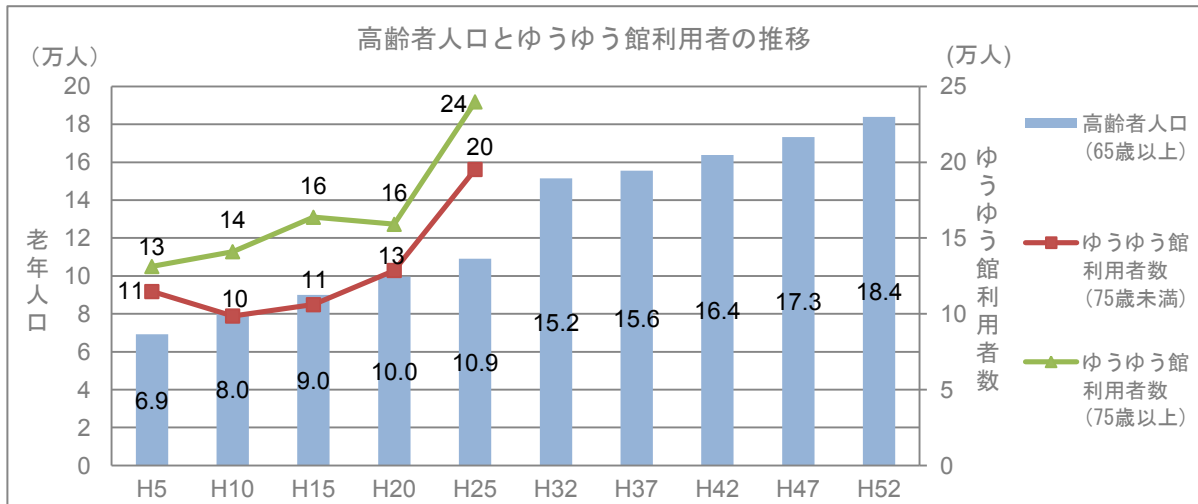


- ・維持管理経費は、24年度における現行施設に係る維持管理経費（維持管理に係る人件費等を含む）の同額を各年度に計上しています。
- ・改築改修経費については、今後30年間の改築改修経費の総額2,779億円の各年度の所要額を計上しています。
- ・区債残高は、25年度末残高見込みに、各年度の改築改修経費における発行額（最大限の起債を見込む）を加え、それらの償還額を差し引いていったものです。

3. 施設の利用状況の変化

(1) 高齢者人口とゆうゆう館利用者の推移

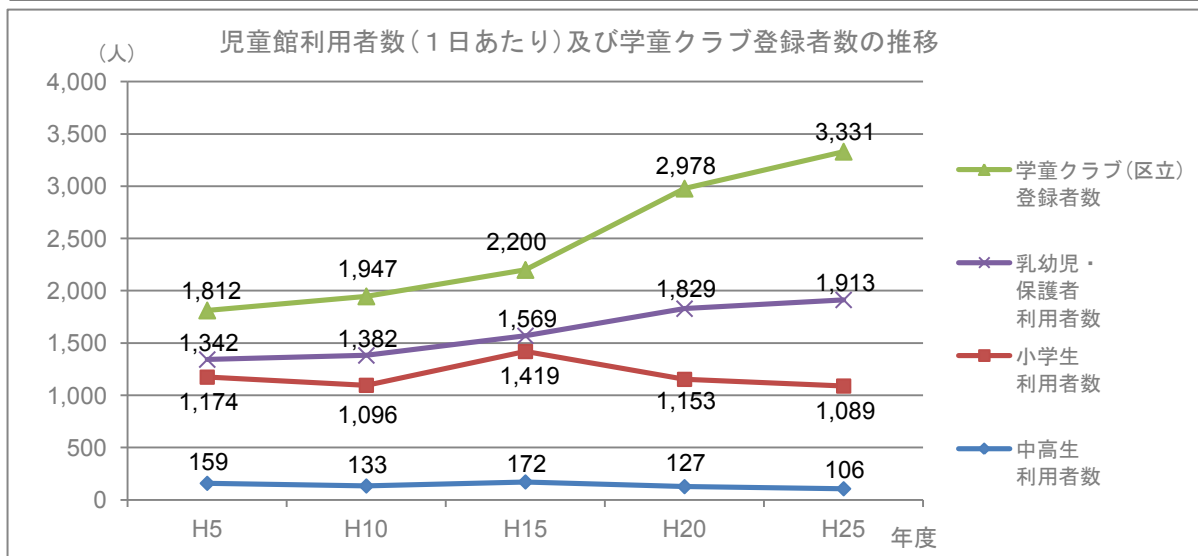
ゆうゆう館利用者数は、平成 15 年度まではほぼ横ばいでした。平成 20 年度から 24 年度にかけては、長寿応援ポイント事業の開始や NPO との協働事業による登録団体数の増加の影響により、利用者数が増加しています。現在では協働事業による利用が、全体の 2 割を占めています。



※高齢者人口は各年 1 月 1 日現在。平成 32 年以降は推計値。ゆうゆう館利用者数は年度内の利用者数。ただし、平成 25 年度は平成 24 年度数値を代用。

(2) 児童館利用者及び学童クラブ登録者の推移

児童館利用者数は、小学生及び中高校生は概ね減少傾向にあります。一方で乳幼児と保護者は増加しています。また、学童クラブの登録者数は平成 5 年度と平成 25 年度を比べると約 1.8 倍に増加しています。

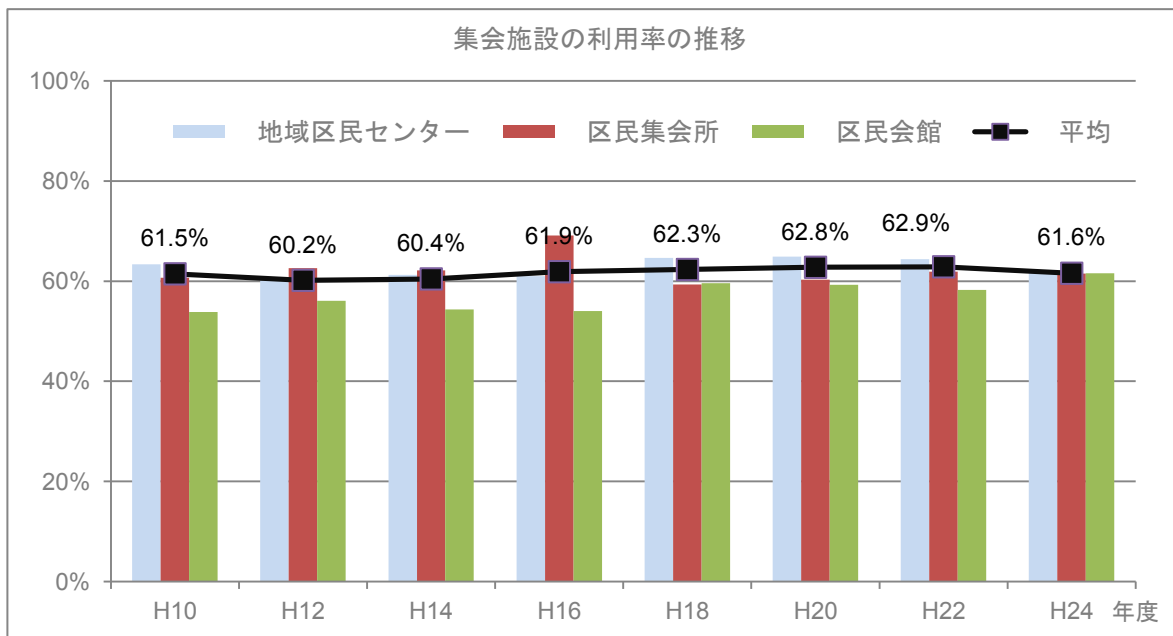


※児童館は「ゆう杉並」を除く、41 館。

学童クラブ登録数は年度当初の数値。小学生の児童館利用者数は年度内の併設の学童クラブ利用者数を除いた利用者数。また、平成 25 年度の児童館利用者数は、平成 24 年度数値を代用。

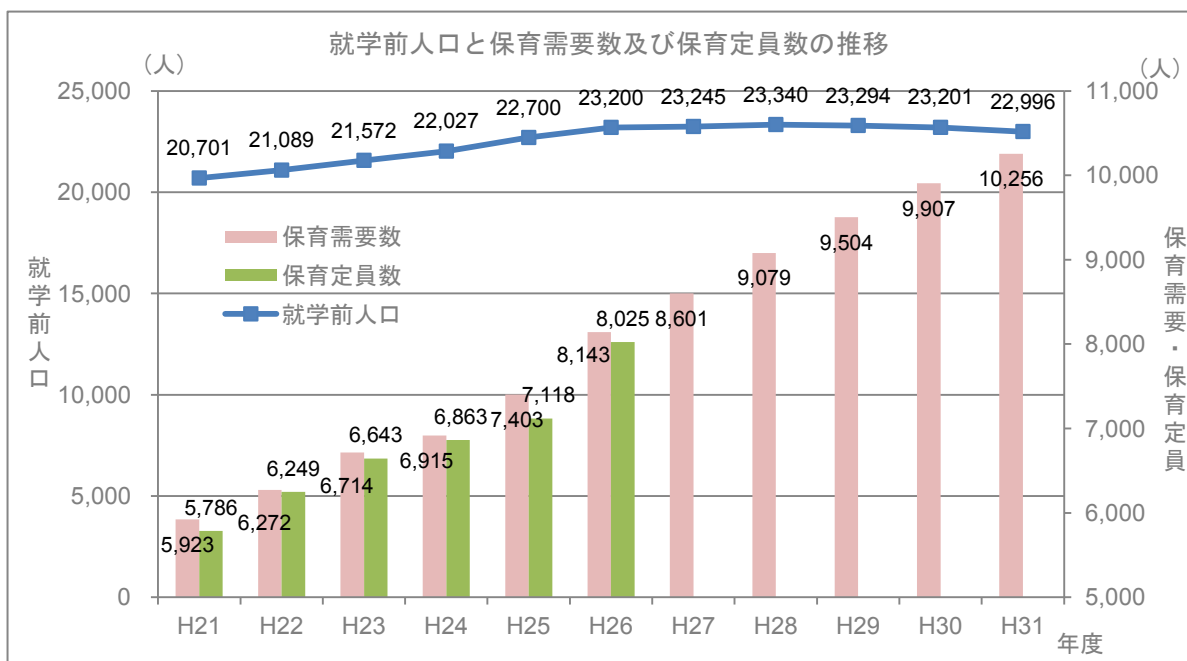
(3) 集会施設の利用率の推移

集会施設の利用率は、過去 10 年以上にわたり 60%台で推移しており、施設の有効活用を図る必要があります。



(4) 就学前人口と保育需要及び保育定員の推移

平成 21 年度と平成 31 年度の推計値を比べると就学前人口はほぼ横ばいである一方、保育需要数は約 1.7 倍に増加する見込みです。



※平成 25 年度以前の保育需要数は、各年度の保育定員数に各年 4 月 1 日現在の待機児童数を加えた数値。

※平成 26 年度以降は推計値。

「杉並区立施設再編整備計画(第一期)・第一次プラン」

平成 26 年 3 月発行

編集・発行

杉並区政策経営部企画課施設再編・整備担当

〒166-0015 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

Tel (03) 3312-2111 (代表)

☆杉並区のホームページでご覧になれます。<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

登録印刷物番号

25-0151



杉並区